

国際経済統合とベトナムの銀行部門
健全なシステムへの道

研究報告書

(2016 年度)

2017年3月

(アブストラクト)

ベトナム経済は、1986年より始まったドイモイ（革新）政策により、計画経済から離れ、市場経済体制への移行を果たした。これをきっかけとして、ベトナムの銀行部門は単一銀行システム、すなわちベトナム国家銀行が中央銀行として政府の金融政策を実施すると同時に商業銀行としても運営されていた状態から、中央銀行と商業銀行の機能分離を明確にした二階層の銀行システムへと移行をしている。他方、ドイモイ政策により、国際経済統合も進んでいる。その中で、外国銀行がベトナム国内銀行への投資を行い、外国銀行も支店だけにとどまらず、国内銀行とのジョイントベンチャー、100%外国資本銀行の形で、銀行事業を展開している。

また、ASEAN 経済共同体(AEC) の誕生により、現地で法人資格を持たない外国銀行でもベトナム国内での銀行サービスの提供が可能となり、海外投資家による株式保有比率が70%へ引き上げられるなど、海外投資家及び海外銀行のベトナム国内における存在感はより大きく高まって行くと考えられる。

そうした背景を踏まえ、本研究はベトナムの国際経済統合を概観し、それによる銀行部門へのインパクト、特に外国銀行の参入に焦点を当て分析を行った。本稿の分析により、経済改革と国際経済統合は、ベトナムの銀行部門に、市場の多様化、国内銀行の効率性向上、経営ノウハウの習得、法制度の整備等、様々なメリットをもたらしていることがわかった。しかし一方で、資本と経験の豊富な外国銀行は、国内銀行に厳しい競争をもたらすという点も明らかとなった。分析結果からの政策的インプリケーションとして、健全なシステムに向かって、引き続き国内銀行の再編を行うことに加えて、信頼できる外国銀行と協力し、経営ノウハウの習得を通じて、効率性を向上させることが重要であることを提案する。

2017年3月

(キーワード) ベトナム、ベトナム銀行、国際経済統合、銀行部門、外国銀行

(研究体制)

研究統括

林敏彦 アジア太平洋研究所研究統括

アドバイザー

藤原賢哉 神戸大学大学院経営学研究科 教授

家森信善 神戸大学経営経済研究所 教授

地主敏樹 神戸大学大学院経済学研究科 教授

森純一 京都大学名誉教授・ダナン経済大学教授

リサーチリーダー

Cao Thi Khanh Nguyet アジア太平洋研究所研究員

研究協力者

Trinh Thuy Huong ダナン経済大学

Tran Minh Hue

三井住友銀行ホーチミン支店・日系渉外課リレーションシップマネージャー

車 競飛 京都大学大学院生・アジア太平洋研究所インターン

事務局・担当

藤田 真知子 アジア太平洋研究所 総括調査役

(執筆者)

第1章、 第3章 Cao Thi Khanh Nguyet

第2章、 Cao Thi Khanh Nguyet、Trinh Thuy Huong

「国際経済統合とベトナムの銀行部門・健全なシステムへの道」研究報告目次

第1章 国際経済統合とベトナム経済.....	1
はじめに.....	1
1. ベトナム経済の概観.....	1
(1) 1986年のドイモイ改革.....	1
(2) ドイモイ政策後.....	1
(3) ベトナム経済の課題.....	2
2. 国際経済統合とベトナム経済発展.....	3
(1) 国際経済統合.....	3
(2) 国際経済統合による影響.....	5
終わりに.....	7
第2章 ベトナム銀行部門と国際経済統合による影響.....	8
はじめに.....	8
1. ベトナムの金融機関システム.....	8
(1) 銀行部門.....	9
① 100%国有商業銀行.....	9
② 株式商業銀行.....	10
③ 100%外国資本銀行と合弁銀行.....	12
④ 政策系銀行.....	12
⑤ 合作舎銀行 (Cooperative Bank).....	12
(2) 非銀行部門.....	12
① 金融企業とリース企業.....	12
② 人民信用基金やマイクロファイナンス.....	13
Box 1 ベトナムの非正規金融 (インフォーマル・クレジット).....	13
2. ベトナム銀行部門の特徴・国際比較.....	15
(1) 移行期経済の特徴.....	15
(2) 金融市場の中心となる銀行セクター.....	16
(3) 銀行数は増加、収益率は減少する傾向.....	17
3. 銀行部門の発展経緯と国際経済統合による影響.....	18
(1) 銀行部門の発展経緯.....	18
① 1990年代の銀行業界の多様化.....	18
② 2000年代の銀行ガバナンス構造の変化.....	19
③ 2010年代の銀行業改革の取り組み.....	20
Box 2 銀行業界の再編の事例—SBVによるGPBankの買収.....	22
(2) 国際経済統合による影響の評価.....	23
終わりに.....	26
第3章 ベトナムにおける外国銀行の高まり存在.....	27
はじめに.....	27
1. ベトナムにおける外国銀行の進出状況.....	27

(1) 外国銀行の進出に関する規制	27
(2) ベトナムにおける外国銀行の進出実態	28
2. ベトナムにおける外国銀行の特徴	30
(1) 外国銀行の位置づけ	30
(2) 外国銀行の事業内容	31
3. 外国銀行の進出とベトナム銀行部門へのインパクト	31
(1) 国内銀行の財務力の向上	31
(2) 企業の資金調達への影響	32
(3) 海外からの投資の拡大	32
(4) 経営ノウハウの習得	33
4. ベトナムにとってのリスク	34
Box 3 ベトコムバンクとみずほコーポレート銀行の協力の事例からみる 日越の銀行業界 における協力関係	34
終わりに	36
主要参考文献	37
(日本語文献)	37
(英語文献)	37
(ベトナム語文献)	38
研究会記録	39

第1章 国際経済統合とベトナム経済

はじめに

ベトナムにおいて、経済発展が始まったのは1976年の南北統一以降である。1986年にドイモイ政策が実施され、経済体制は計画経済から市場経済体制に、閉鎖経済から開放経済に移行した。開放経済に移行した目的は、海外資本の誘致で、輸出を拡大し、経済全体を成長させることである。海外資本の投資を呼びかけるために、同国は国際経済への統合に積極的に取り組んでいる。本稿では、ベトナム経済の発展を概観した上で、国際経済統合がベトナム経済にどのような影響を与えるのかを議論してみる。

1. ベトナム経済の概観

(1) 1986年のドイモイ改革

ベトナムは長年にわたり大国との戦争を経験してきた。1858年にフランスがベトナムに來航し、当時の封建体制を崩壊させ、支配をし始めた。1884年に、ベトナムは正式にフランスの植民地になった。第二次世界大戦直後の1945年、ベトナム民主共和国が設立され、インドシナ地域を実質的に支配していたフランスと衝突した。1946年よりベトナムとフランスとの本格的な交戦が始まり、ディエン・ビエン・フーの戦い(1954年)¹をきっかけとしたベトナム側の勝利により独立戦争の幕を閉じた。戦後ジュネーブ協定により、フランスはベトナムから撤退したが、ベトナムでは、北ベトナム(共産主義国家のベトナム民主共和国)と南ベトナム(親米政権であるベトナム共和国の前身)に分離されることとなった。

南北分離の時代(1954年～1975年)、南北ベトナムで資本主義と社会主義という体制の違い、東西両陣営の冷戦を背景に、南ベトナム内の戦闘から1965年には米国の軍事介入が本格化し、長期にわたるベトナム戦争が続くこととなった。1973年の米国軍のベトナムからの撤退、1975年のサイゴン²陥落により、ベトナム戦争は終結を迎えた。1年後、ベトナムは北ベトナムにより統一され、ベトナム社会主義共和国として経済発展の歩みを始めた。

当初、ベトナム共産党一党独裁による計画経済が全面的に始動した。社会主義をめざし、経済活動は中央集権的指揮の下で行われ、計画通りに資源配分が行われた。戦争で受けた被害が甚大であり、経済管理能力も未熟であるため、国民生活の困窮を招いた。そうした背景があって、1986年にドイモイ政策が実施された。ドイモイ政策の主な柱は、計画経済から市場経済、および閉鎖経済から開放経済への移行であった。

(2) ドイモイ政策後

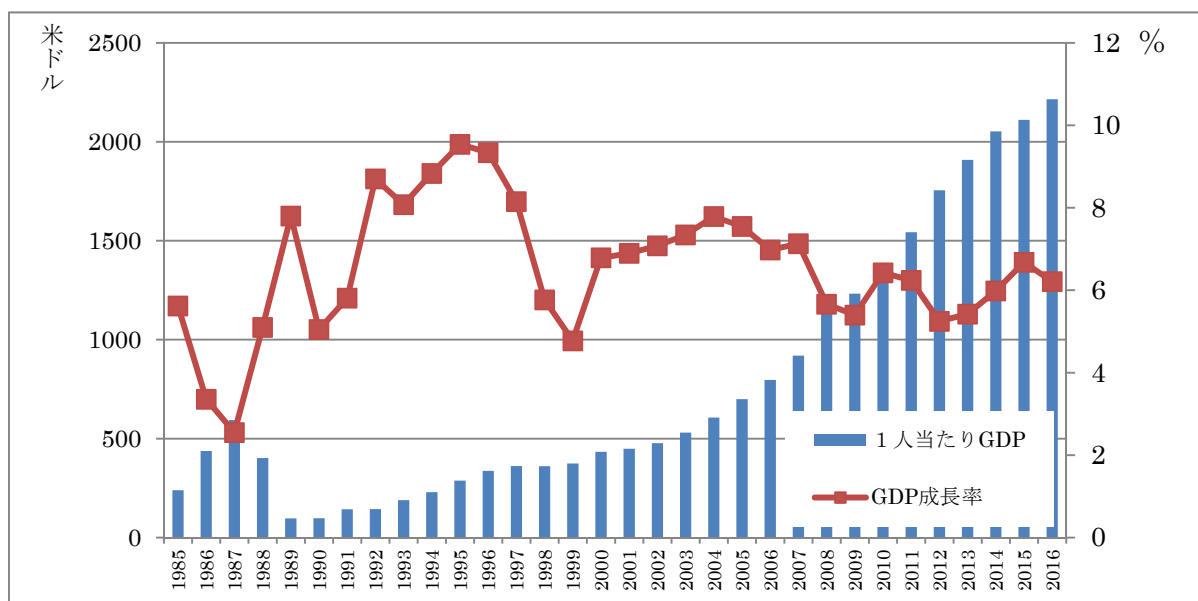
ドイモイ政策の実施から約30年、ベトナム経済は著しい成果を上げてきた。まず、経済成長の面を見てみよう。世界銀行の統計データによれば、1989年以降、ベトナムの一人当

¹ ディン・ビエン・フー戦いはディン・ビエン市でのベトナム人民軍とフランス軍との戦いであった。1954年3月から5月にかけての第一次インドシナ戦争の最大の戦闘であった。

² ベトナム共和国(南ベトナム)の旧首都。

たり国内総生産（GDP）は堅調に増加している（図 1-1）。1989年に約 97 米ドルであったのに対し、2015年には 20 倍以上の約 2,171 米ドルに達した。また、世界の一人当たり GDP ランキングで見れば、1989年にベトナムは 194 位であったのに対して、2014年には 144 位となった。この成長により、当初貧しい農業国であったベトナムは、2010年には中所得国となり、国民の生活水準は徐々に改善されてきた。

図 1 - 1 : ベトナムの GDP 成長率及び一人当たり GDP (1985 年～2016 年)



注:左軸および棒グラフは一人当たり GDP (米ドル);右軸および折れ線グラフは GDP 成長率 (%)。出所:経済成長率は IMF とベトナム総統計局 (GSO) より、一人当たり GDP は世界銀行より作成。

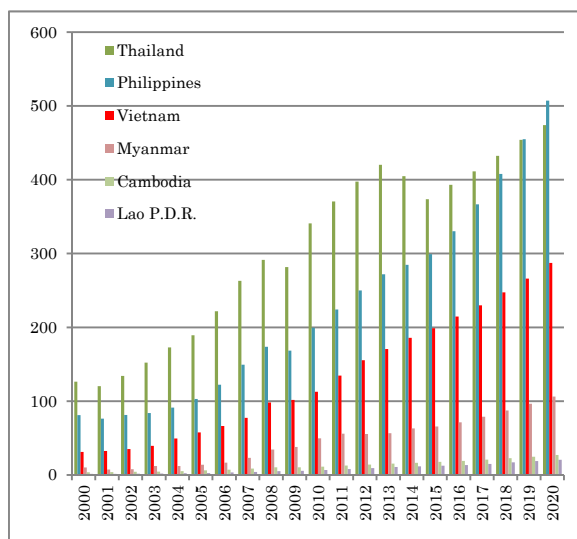
また、経済成長率で見ると、ドイモイ後、ベトナム経済は「1989年から1999年」、「2000年から2009年」、「2010年から約10年」という3つの期間に分けられる。それぞれの期間の平均成長率が7.24%、6.86%、6.03%で、減速の傾向が見られている。その間、経済成長率の下落は1989年(ドイモイ直前のハイパーインフレと1989年の新為替レートの実施による影響)、1999年(1997年のアジア通貨危機による影響)と2009年(2008年の世界金融危機の影響)といった外部的な要因で成長率が低下した。しかし、同様の計画経済である中国の高度成長期(2000年代の実質成長率は10年間平均で10.5%に達した)と比べれば、ベトナム経済にとって最も高い成長率は1995年の9.54%で留まり、10%を超えた成長率を達成したことがない。さらに、2012年には2000年以降で最低の成長率(5.25%)を記録し、2015年には約6.7%まで伸びたが、2016年に6.21%まで下がって、2017年第一四半期には5.1%に再度減速し、年間成長率目標の6.7%を達成するためには努力がさらに必要となっている。

(3) ベトナム経済の課題

ドイモイ政策以降、ベトナム経済は大きな成果を上げているが、経済の規模自体は小規模に留まる。図 1-2 が示す通り、東南アジア諸国 (ASEAN) と比較すると、ベトナムの GDP は

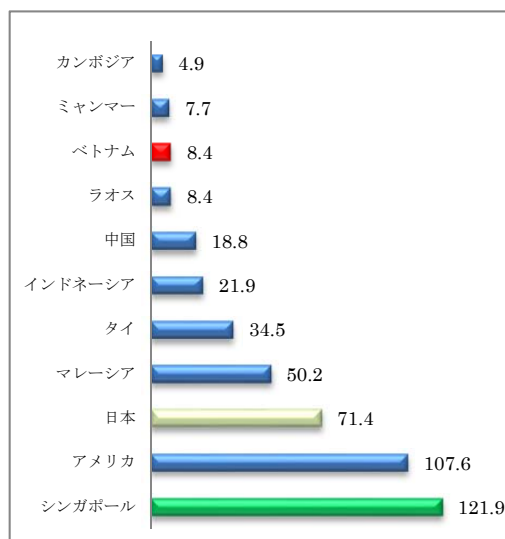
ミャンマー、ラオス、カンボジアより大きいものの、高所得国のシンガポールやブルネイ、中上所得国のタイ、マレーシアはもちろん、同様の中低所得国のフィリピン、インドネシアと比較しても小規模である。また、国際通貨基金（IMF）の予測によると、2020年以降も、ASEANの後発グループ、いわゆる CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）から抜け出すのは難しい。

図 1 - 2 : ASEAN 主要国の GDP 規模比較
(単位 : 100 万米ドル)



出所 : IMF より作成。

図 1 - 3 : 諸国の労働生産性
(2013 年現在・単位 : 1000 米ドル)



出所 : アジア生産性機構 (APO) より作成。

特に、労働生産性が低いということも同国の弱点として指摘されている。ベトナムの労働生産性の低さは国内外データソースによって明らかにされている。例えば、ベトナム生産性研究所 (VNPI) の報告によれば、2006 年から 2014 年までベトナムの平均労働生産性成長率はわずか 3.5% である。また、アジア生産性機構 (APO) によれば、ベトナムの労働生産性はアジア太平洋諸国において、最低のグループに位置付けられており、シンガポールの 15 分の 1、日本の 11 分の 1、マレーシアの 5 分の 1 に過ぎない (図 1-3)。投資や人材育成などにより、この労働生産性の低さを迅速に改善しなければ、将来ベトナム全体の成長力が低下することとなり、工業国に成長するという目標を達成することが不可能となることが考えられる。

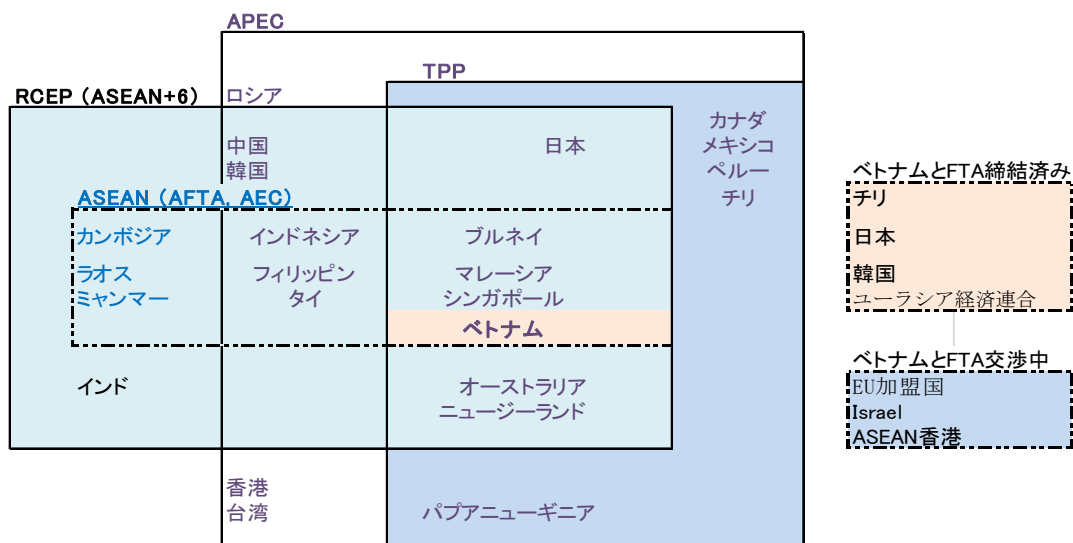
2. 国際経済統合とベトナム経済発展

(1) 国際経済統合

国際経済統合は、簡単に定義すれば、自国が他国と協力し、相互に関税を引き下げ、貿易を拡大し、経済を発展させるという一連の流れである。統合規模で見れば、地域規模で展開される地域経済統合と世界規模で展開される国際経済統合がある。そして、統合度合で見れば、自由貿易協定 (関税・非関税障壁の撤廃により域内貿易自由化)、共同市場 (関税同盟と共に労働力など生産要素の自由な移動)、等の諸形態がある (Tran, 2010)。ドイモイ政策

の方針により、ベトナムは、地域経済統合の面においても、国際経済統合の面においても、積極的に参入するようになった。

図 1 - 4 : ベトナムと各国の自由貿易協定構造



出所：木村（2015）「アジア太平洋地域の政治・経済的協力の在り方」7ページ、ベトナム外務省の報告より作成。

図 1-4 が示す通り、ベトナムは地域の経済統合の道を進んでいることが明確である。具体的に、1995 年、東南アジア諸国連合（ASEAN）に第 7 番目の国として加盟し、1998 年にはアジア太平洋経済協力（APEC）への加盟が承認された。2001 年に米越通商協定を締結し、世界貿易機関（WTO）への加盟（2006 年 11 月承認、2007 年 1 月正式加盟）を成功させ、世界規模で国際経済統合をより一層強化させている。

また、統合度合の面でも、統合度合の低い自由貿易協定（FTA）から統合度合が高いと評価される ASEAN 経済共同体（AEC）まで努力している。自由貿易協定には、現在までにベトナムは 12 の自由貿易協定を締結してきた³。その中では、ベトナムの重要な輸出パートナーである日本、韓国、ユーラシア経済連合（EAEU）とすでに自由貿易協定を締結した。そして、近年注目を浴びている環太平洋経済連携協定（TPP）、東アジア包括的経済連携協定（RCEP）といったメガ自由貿易協定にも、経済力が最も低い国にも関わらず、米国や日本のような大国と交渉を行ってきた。

また、これまで一番統合度合が高い AEC が 2015 年に誕生し、モノ・ヒト・カネの自由移動で、ベトナム経済を大きく変化させると予想されている。加えて、2018 年に有効となるベトナムと 28 国の欧州連合との自由貿易協定（EVFTA）も ASEAN での経済的地位を向上させ

³ その内、ASEAN メンバーとして締結したのは 6 件（ASEAN と中国、韓国、インド、日本、オーストラリア・ニュージーランド、AFTA）、独立に締結したのは 4 件（チリ、日本、韓国、ユーラシア経済連合）、交渉が終了したのは 2 件（欧州連合、TPP）、交渉中は 4 件（RCEP、ASEAN 香港、イスラエル、EFTA）。

<http://www.thesaigontimes.vn/155198/Viet-Nam-da-va-dang-tham-gia-16-FTA.html>

ると評価されている。

経済連合への加盟の他にも、ベトナムは世界中の約 220 カ国と経済関係を結んでいる。このように、国際経済統合はベトナムの経済をグローバル市場でのプレーヤーとさせている。

(2) 国際経済統合による影響

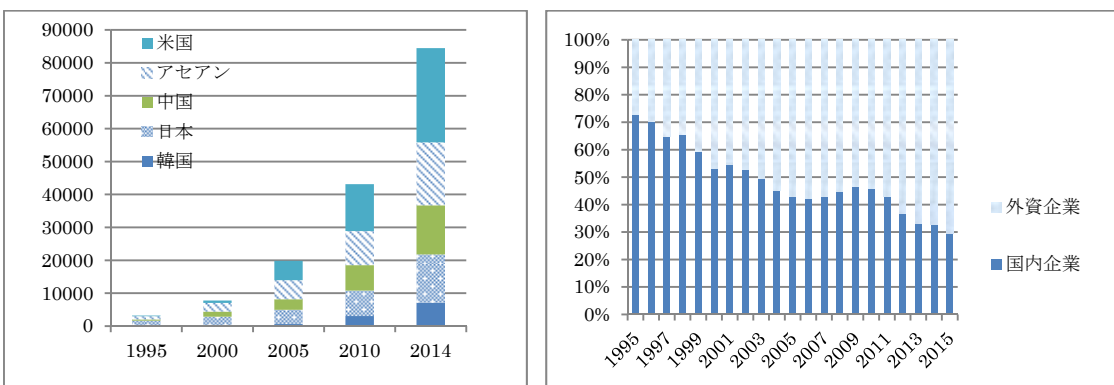
国際経済統合はベトナムのような途上国かつ移行国にいかに関与を与えるのか。Tran (2010)⁴は次のような発展機会が与えられると議論した。まず、工業化の面では、外国の資本・技術・経営ノウハウの導入が比較的容易になるので、産業構造の改善や工業の発展が促進される。また、貿易自由化のもとで比較優位産業の発展への傾斜が強まり、労働集約的軽工業の発展が促進される。さらに、貿易自由化された外国の市場に輸出が拡大され、経済成長が加速される。加えて、国内の経済改革の面では、国際経済統合の過程で、国際ルールに従う必要があるため、国営企業の改革や民間企業の競争力を改善させるというメリットも挙げられる。

しかし、国際経済統合によるデメリットも無視できない。自国の市場を開放するため、幼稚産業を保護できなくなる。また、市場の未発達、法的整備・システム改革が遅れる途上国において、自律的な経済発展を維持するのは難しくなると指摘されている（大野、2000）。

では、国際経済統合はベトナム経済にいかに関与を与えるかを議論してみたい。ベトナムは国際経済統合から大きな恩恵を享受すると同時に、悪い影響も受けている。具体的に議論するため、貿易の拡大、外国からの直接投資の促進のデータを見てみよう。

まず、貿易拡大については図 1-5 で示している。1995 年から 2014 年までの約 20 年間で、ベトナムの総輸出額は 54 億 4890 万米ドルから 1502 億 1710 万米ドルまで、約 28 倍増加した。また、米国への輸出額が約 170 倍増加したのは米越通商協定や WTO への加盟の影響によると言えるだろう。その他、日本、ASEAN 諸国、中国、韓国への輸出も著しく増加し、輸入国であったベトナムの貿易バランスを改善させつつある。

図 1-5 : ベトナムの輸出状況 (単位: 100 万米ドル、%)



出所: GSO より作成。

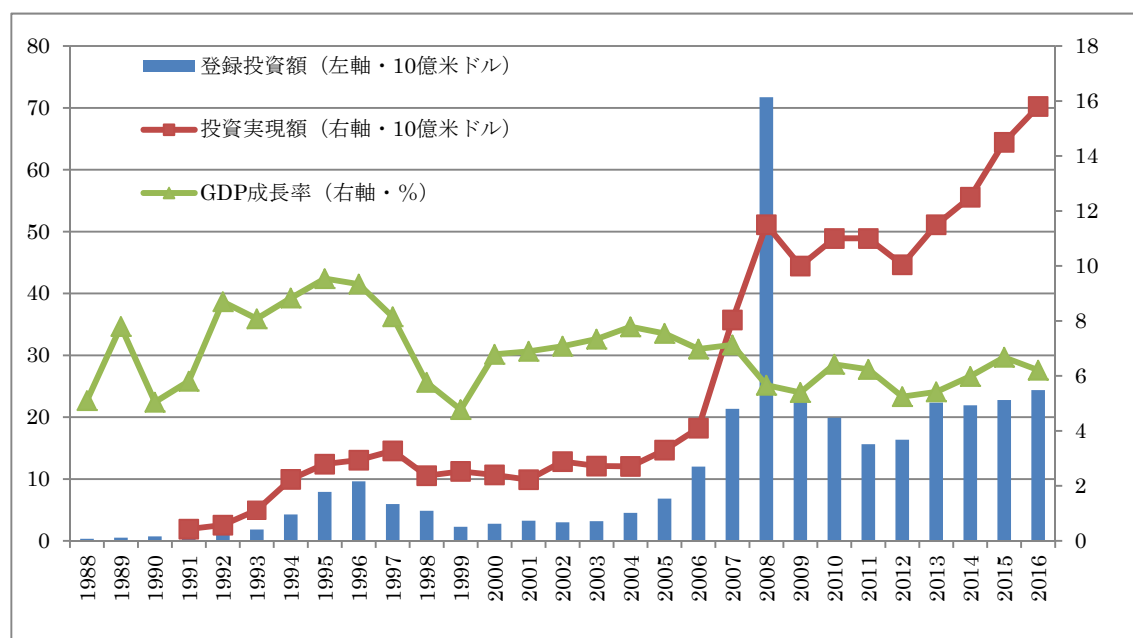
⁴ Tran Van Tho (2010) 『ベトナム経済発展論、中所得国の罫と新たなドイモイ』・第 11 章「地域統合・グローバル化とベトナム経済発展」を参照されたい。

貿易拡大により、ベトナムの貿易収支が改善したが、輸出の割合をみると、1995年と2015年とでは外資企業と国内企業の地位が交代したことが明らかであった（図 1-5、右）。1995年に、国内企業の輸出割合が73%であったが、2015年には国内企業による輸出は29.5%のみにとどまっている。人件費が安い、資源が豊富、投資規制が緩いといった理由で、外資企業にとって魅力的な投資先ではあるが、国内企業には良い影響を与えるわけではない。

次に、ベトナムへの直接投資の促進についてのメリットを図 1-6 で示している。ベトナムは1987年に海外投資法を発効させ、1988年から海外資本を誘致し始めた。1988年から2016年の期間で、海外投資が最大になったのは1996年と2008年である。1996年と2008年にはちょうどベトナムのASEANへの加盟とWTOへの加盟の翌年であった。これらは、国際経済統合が海外投資額を拡大させる証拠となっている。また、海外直接投資の増加とGDPの成長率は全期間同じ方向で動いているため、国際経済統合による海外投資がGDPを成長させる一つの要因だと言える。

では、国際経済統合はベトナムにいかに関与しているだろうか。2007年から、投資実績額の推移とGDP成長率の推移が逆方向で動いているように、海外投資による悪い影響が見え始めている（図 1-6）。特に、国内生産能力の向上に寄与していないこと、外資企業に依存しすぎることや環境破壊がよく指摘されている。例えば、2016年4月に発生した中部ベトナムの沿岸の環境汚染は、経済を発展させるために海外からの資本誘致をひたすら優先させる道を行ってきたベトナムの政策スタンスに対し、大きな警鐘を鳴らすものとなった⁵。

図1-6:ベトナムの直接投資とGDP成長率



出所：GSO、投資計画省より作成。

⁵ Cao Thi Khanh Nguyet (2016) 「『魚か鉄か』— 台湾大手製鉄会社による海洋環境破壊事件からみた海外投資誘致と環境問題」アジア太平洋研究所、コメンタリーNo. 59を参照されたい。

終わりに

このように、国際経済統合は、ベトナム経済に大きなメリットをもたらすと同時に悪い影響も与えている。主なメリットとして、輸出拡大と直接投資の促進といったことが挙げられる。一方、外資企業への高まる依存や環境破壊などのデメリットが指摘されている。今後、メガ自由貿易協定時代に加入することが決定したベトナムは、外部の生産要素を利用ながら、経済力を向上させるといった二つの目標を完成しなければならない。そこで、人材育成、裾野産業、産業構造の転換等、様々な分野で更なる努力が必要である。その中で、銀行業界における国際経済統合はいかに進められているのかについては次の章で議論してみたい。

第2章 ベトナム銀行部門と国際経済統合による影響

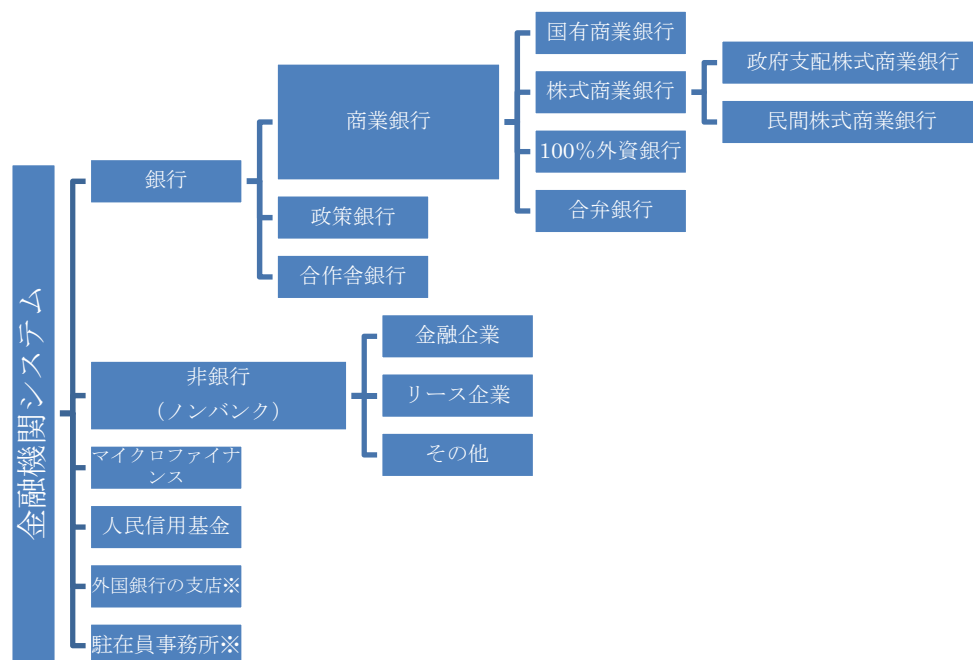
はじめに

ベトナム銀行部門は、ドイモイ改革に伴い、1988年に銀行システムが単一体制から二階層体制に変化した。それを契機に、民間商業銀行と外国銀行が参入し、市場の多様性をもたらしてきた。さらに近年、国際経済統合への努力が銀行セクターの改善を後押ししている。本稿では、ベトナムの銀行部門を概観した上で、中国およびASEAN諸国と比較しながら、ベトナムの銀行部門を特徴付ける。また、銀行業界の発展経緯を概観した上で、国際経済統合によるベトナム銀行業界への影響を分析する。

1. ベトナムの金融機関システム

ベトナム金融機関システムにおいて、銀行と非銀行が主な部門である。その他、マイクロファイナンス、人民信用基金、外国銀行の支店、駐在事務所もある。現在の金融機関システムは、図2-1の通りである。また、銀行の業態詳細は表2-1の通りである。

図2-1：ベトナム金融機関システム



出所：ベトナム国家銀行（SBV）より作成。

注1：2010年の金融機関法によれば、金融機関とは為替取引、銀行サービス（預金の受け入れ、資金の貸出、決済方法を提供）を提供する機関である。銀行は銀行業務と銀行業務の関連事業を行う金融機関である。非銀行金融機関は個人の預金の受け入れと決済機能を行わない金融機関（リース企業、金融企業等）である。

注2：(※) 2010年の金融機関法によれば、外国銀行の支店や外国銀行の駐在員事務所は現地法人を所有しない。

表 2 - 1 : 銀行部門の業態詳細

分類	銀行業態	銀行数	総資産 (単位 : 兆ドン)
商業銀行	国有商業銀行 (100% 国有商業銀行と政府支配株式商業銀行)	7	3,690 (46.7%)
	民間株式商業銀行	28	3,198 (40.5%)
	合弁銀行	2	827 ※
	100% 外国資本銀行 (完全外国資本銀行)	8	(10.5%)
政策系銀行	ベトナム社会政策銀行	1	158
	ベトナム開発銀行	1	(2.0%)
合作舎銀行	(前身は中央人民信用基金)	1	26 (0.3%)
合計		48	7,899 (100%)

注 1 : 総資産は 2016 年 9 月末、単位は兆ドン。

注 2 : (※) 合弁銀行、100% 外国資本銀行と外国銀行支店の総額である。

出所 : SBV、一般財団法人ゆうちょ財団 (2017) 『海外の郵便貯金等リテール金融サービスの現状』、「ベトナム社会主義共和国」報告、3 ページより作成。

(1) 銀行部門

① 100% 国有商業銀行

ベトナム国有商業銀行は 1988 年に、単一銀行体制から二階層銀行システム (中央銀行と商業銀行) へ変更された時に誕生した。国有商業銀行は元々、経済開発という重要な部門を担当する目的で設立された。具体的には、中央銀行の産業・商業融資を担当する銀行として工商銀行 (CTG)、農村部門を担当する銀行として農業農村開発銀行 (AGR)、外国貿易を担当する銀行として外商銀行 (VCB)、そして、インフラ部門を担当する銀行として投資開発銀行 (BID) がそれぞれ活動している。また、メコンデルタ地域の住宅開発の支援を目的に、メコン住宅開発銀行 (MHB) が 1997 年に設立されたが、2015 年に、銀行業界の再編方針により、BID と合併させられた。

国営銀行の独立性と明確性が求められた背景には、4 行 (VCB、CTG、BID、MHB) が株式会社化され、証券取引所に上場したことがある。形式上は民営化されつつあるが、ベトナム国家銀行 (SBV) が過半数の株式を保有するため、副節②で説明する通り、政府支配株式商業銀行として分類されている⁶。AGR は依然として、国有商業銀行として運営されている。

⁶ 2015 年末に、VCB、CTG、BID に SBV がそれぞれ 77.11%、64.46%、95.28% の株式を所有する。

また、銀行業界の再編方針により、国家銀行は財務内容が悪化した3行の民間商業銀行（グローバルペトロ銀行、大洋銀行、建設銀行）を強制買収すると決定した。その結果、2016年末に完全な国有商業銀行数は4行となった。国有商業銀行は表2-2の通りである。

表2-2：ベトナムの100%国有商業銀行

#	銀行名	立地先 ライセンス取得日	資本金 (10億ドン)
1	ベトナム農業農村開発銀行 (Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development – Agribank (AGR))	ハノイ（首都） 1996年1月15日	29,126
2	グローバルペトロ銀行 (Global Petro Sole Member Limited Commercial Bank)	ハノイ（首都） 2015年7月7日	3,018
3	大洋銀行 (Ocean Commercial One Member Limited Liability Bank)	ハイズオン（北部） 2015年5月6日	4,000
4	建設銀行 (Construction Commercial One Member Limited Liability Bank)	ロンアン（南部） 2015年3月5日	3,000

出所：SBVのホームページから作成。

現在、100%国有商業銀行数が4行あるが、AGRを2020年までに株式会社化させ、35%の株式を外部の投資家に売却すると首相が指導した。また、強制的に買収された3行は海外投資家に対して売却されることと、将来的に財務が悪化した銀行を買収しないという方針を明確にした。このように、近い将来、100%国有商業銀行は全てが民営化されると考えられる。

② 株式商業銀行

株式商業銀行には、政府支配株式商業銀行⁷（国有銀行）と民間株式商業銀行（民間銀行）がある。その内、政府支配株式商業銀行には、もともと国有商業銀行で、株式会社化され、上場したVCB、CTG、BIDといった3行ある。一方、民間株式商業銀行は法律上、設立が許可されたのは1991年である。現在、民間株式商業銀行の銀行数は28行であり、その内6行が上場した（表2-3）。

国有銀行と比べ民間商業銀行は金融市場への参入が遅く、資本金が小さく、民間企業を対象としている。そのため、預金業務や貸出業務において、国有銀行と競争するのは難しい。しかし、主な顧客となる民間企業数の増加とともに、民間銀行は少しずつ貸出市場のシェアを増加させている。国家銀行の各年データによれば、2006年の民間銀行の貸出シェアは、

⁷ 政府支配株式商業銀行は、国が50%以上の株式を所有する銀行のことである。

約2割であったのに対して2013年に5割近くまで拡大した(図2-5)。その背景には、国営銀行の貸出先が国有企業であるのに対し、民間商業銀行の貸出先が中小企業であるというベトナムにおける銀行システムの特徴がある。

表2-3：上場した銀行名簿

#	銀行名(省略名)	銘柄	上場日 取引所名	総資産(1兆ドン)	銀行タイプ
1	Bank For Investment And Development Of Vietnam (BIDV)	BID	24/01/2014 HOSE	1006.6	政府支配株 式銀行
2	Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade (VIETINBANK)	CTG	16/07/2009 HOSE	948.7	
3	Bank for Foreign Trade of Vietnam (VIETCOMBANK)	VCB	30/06/2009 HOSE	788.2	
4	Sai Gon Thuong Tin Commercial Joint Stock Bank (SACOMBANK)	STB	12/07/2006 HOSE	333.3	民間商業株 式銀行
5	Military Commercial Joint Stock Bank (MB)	MBB	01/11/2011 HOSE	256.3	
6	Asia Commercial Bank (ACB)	ACB	21/11/2006 HNX	233.7	
7	Saigon Hanoi Commercial Joint Stock Bank (SAHABANK)	SHB	20/04/2009 HNX	234.8	
8	Vietnam Commercial Joint Stock Export Import Bank (EXIMBANK)	EIB	27/10/2009 HOSE	128.8	
9	National Citizen Commercial Joint Stock Bank (NCB)	NVB	13/09/2010 HNX	69.0	

注1：総資産は2016年末のデータであり、単位は1兆ドンである。

注2：HOSEはホーチミン証券取引所の略語、HNXはハノイ証券取引所の略語。

出所：各資料から作成。

③ 100%外国資本銀行と合弁銀行⁸

外国資本銀行は民間銀行と同様に、1991年からベトナムに支店を設置し、ベトナムの銀行とジョイントベンチャーすることでベトナムの銀行法人として設立された。2004年に改訂された金融機関法に基づき、100%外資金融の設立が認められるようになった。その結果、外国資本銀行は次々に設立され、2016年末には8行まで増加した。

一方、合弁銀行は国有商業銀行と外国資本によって設立された銀行である。現在、合弁銀行が2行存在し、いずれも50:50の出資比率で、それぞれに台湾のCathay United BankとロシアのVTB Groupの資本が入っている。

その他、外国金融機関として、外国銀行の支店50店、他に外国銀行の駐在員事務所50か所がある。外国資本銀行の活動は外資企業向けが中心であり、外国企業の外資投資を誘致する一つの架け橋となっている。また、次第に事業範囲を拡大し、ベトナムの企業に対する貸出業務も開始されている。しかし、ベトナムの特徴的な貸出慣行（企業との関係を重視、不動産が担保財産）と親銀行の方針が異なるため、国内銀行と同様に企業との関係を深めることができていない。

④ 政策系銀行

政策系銀行には、社会政策銀行（VPSB）と開発銀行（VDB）が存在する。社会政策銀行の前身は貧民銀行であり、中小企業、特に零細企業や農村に存在する自営業者を対象として小額資金を供給してきた。一方、開発銀行の前身は開発支援基金（DAF）であるため、国内のインフラ建設、輸出支援、中小企業のための信用保証を目的としている。原則的に、政府が決定した優遇投資分野を主な事業とする中小企業は、開発基金の対象となる。しかし、実際にDAFに優遇された企業は、大規模な企業、もしくは国有企業である。

⑤ 合作舎銀行 (Cooperative Bank)

合作舎銀行の前身は中央人民信用基金であり、2013年にライセンスを取得した。資本金は最低資本の3兆ドンで達成し、現在27支店と63取引所で活動している（SBV、2016）。

（2）非銀行部門

銀行以外の金融機関として、ベトナムでは非銀行の金融機関も存在する。2016年末の時点で、金融企業（16社）、リース企業（11社）、人民信用基金（1,037基金）マイクロファイナンス機関（38機関）が存在する（SBV、2016）。

① 金融企業とリース企業

金融企業の事業は個人向けである。これとは対照的に、リース企業は中小企業の生産活動に非常に積極的な姿勢である。リース事業は1995年の政令64号と2001年の政令16号により規定されている。リース対象が生産機械や設備、運送設備のような多額の投資であるため、

⁸ 第3章で詳細に議論する。

中小企業の資金調達負担を減らすと期待されている。しかし、地理的問題や法律上の規定が不明であるため、あまり活用されていない。

② 人民信用基金やマイクロファイナンス

その他に、人民信用基金やマイクロファイナンスも存在する。これらの信用基金はベトナムの貧困を削減する目的で、零細企業や自営業者を対象とし、小額資金を供給する金融機関である。また人民信用基金は各地方に位置しており、基金のメンバー（会社、家計、個人）から資金を調達することでメンバーに貸出を行うといった合作舎の形で運営されている。2013年7月に、人民信用基金の銀行として、合作舎銀行が設立され、商業銀行と同様に運営される形になった。

Box 1 ベトナムの非正規金融（インフォーマル・クレジット）

ベトナムにおいて、非正規金融は金融システムの不可欠な資金供給チャンネルである。非正規金融と正規金融を制度的に分けるものとして、金利規制と政府の管理が可能であるといった基準が考えられる。

正規金融機関の場合、貸出金利は中央銀行の規定の範囲に従わなければならない。これに対して、非正規金融の貸出金利は取引先との間で決定されることが多い。そして、金融機関の貸出事業は政府により管理されているが、非正規金融はほとんど管理されていない。現在、正式な銀行システムが普及しているにもかかわらず、貸出手続きが複雑であることから、非正規金融は多くの中小企業で用いられている。

なお、ベトナム非正規金融は金利の大きさによって、二種類に分類される。金利が低い場合では、企業の経営者にとって最も身近な家族・親戚・友人（以下、家族と略称）である。金利が高い場合ではマネーレンダー、質屋、「フイ」（無尽）などである。非正規金融との取引は公的に統計されないため、企業の資金需要に対して、どの程度対応しているかを把握することは難しい。

家族

ベトナムは、家族をはじめ、人間関係を重視する特徴を持つ国である。その習慣は、個人の生活だけでなくビジネスにも反映される。この状態について、15歳以上のベトナム人の借入先の割合と中小企業の借入先の割合を世界銀行が2011年に行った金融開発調査でみる。15歳以上のベトナム人の借入は家族からが約31%と最も高く、一方、銀行から借入しているのは約16%である。また、企業を設立する際、資本不足を解決する手法として、家族のサポートを受けた企業は2009年が56%、2011年が54%で、最も高かった。

さらに、企業を経営する際に資金が必要な場合、家族からの借入が最も重要であると考えられる企業は2009年では59%、2011年が64%であった。家族からの借入は金利がほとんど付かず、返済条件が緩やかであるといった理由で、最初の調達手段として優先されていると考えられる。しかし、限られる金額、頻繁に借りることが難しいといった制約も存在する。そのため、家族からの借入はほとんど企業設立の際の支援及び臨時的な資金供給の需要に応えられるが、企業の投資活動の需要に応えることは難しい。

マネーレンダー

「マネーレンダー」は高金利貸出を行う個人を表す。マネーレンダーからの貸出金利は日率で計算され、銀行における長期貸出の上限金利より何十倍も高いケースも少なくない。以前、経済的に困窮する人はマネーレンダーに行き、お金を借り、高金利で苦しむ事例が多かった。そこで、2005年に政府はマネーレンダーによる金利を民法に規定してきた⁹。しかし、実際には、マネーレンダーの貸出活動をコントロールすることは難しい。中小企業にとって、マネーレンダーからの借入は、担保や保証の提供や返済方式で、他の手段と比べ、リスクを伴うこともあるため、最後の手段として用いられている。しかし、近年、企業の資金需要が高まるとともにマネーレンダーの数も急増する一方である。

質屋

質屋も担保付のマネーレンダーと同様な借入先である。質物はテレビやバイク、時計、貴金属のような日常品から不動産、証明書まで多様である。融資額の相場は質となるものの市場価格の約30%から50%まで、上限は70%程度であると言われている。質屋による貸出金利も銀行より高いが、手続きが容易で、すぐに資金を得ることができるので、農村に限らず大都市でもよく用いられる。

ファイ（無尽）

「ファイ」がベトナムの伝統的に重要な資金調達手段となっている。「ファイ」は法的に規定されない状態で習慣的に行われてきたが、2006年公布された政令第144号によってはじめて規定された。「ファイ」はファイオーナーとファイプレーヤーで構成され、每期（通常毎日）に一定金額の積立をし、満期（月末）に総額を給付するという方式で運営される。每期納金する方式は貯金のような形式であるが、先に必要な資金を調達する場合も存在する。この調達方法は農村から都市まで用いられている。

以上で説明したように、企業にとって、非正規金融には質屋・ファイより家族やマネーレンダーからの借入が一般的な形態となっている。家族からの借入は手続きが容易で担保も必要がなく、確実に借り入れられるといった理由で優先的に用いられる。他方、マネーレンダーからの借入は金利が高い、担保財産を必要とする時もあるため、あまり優先的に用いられない。

⁹2005年の民法の規定によれば、マネーレンダーの貸し出し金利は国有銀行によって公表された金利の150%以下にするよう要求されている。

2. ベトナム銀行部門の特徴・国際比較

(1) 移行期経済の特徴

ベトナム銀行業界は中国と同様、移行期経済の特殊な性質を持っている。その特徴は計画経済期に、単一銀行制度で、国家銀行は通貨当局と商業銀行業務を兼ねていたことである。そして、市場経済に転換した時に、単一銀行制度から二階層の銀行制度に転換した。それによって、ベトナム国家銀行は中央銀行として、金融政策と金融監督を行うことが明確に規定された。銀行業界は次第に、民間商業銀行や外資系銀行に対する規制が緩和され、多数設立されたが、銀行システムの中に国有商業銀行の割合が圧倒的に高く、商業銀行全体の40%以上を占めている。

表2-4が示した通り、ベトナム銀行業界は中国同様に、中央銀行の位置づけ、国有銀行の集中性、外資系銀行の参入の点で、移行期経済にある銀行業界の特徴がよく見られている。近年の動きをみても、企業向けよりも個人向けの貸出が増加し（2016年に、中国：24%、ベトナム：27%¹⁰）、その内、住宅ローンが圧倒的であった（2016年に、中国：43%、ベトナム：42%¹¹）。不動産バブルといった不動産への投資が増えるにつれて、不良債権率も増えてきたのも共通の深刻な課題となっている。

しかし、中国と比較すると、ベトナム銀行の規模や銀行の近代的な技術はまだ遅れている。中国では、銀行の近代的な技術であるフィンテック¹²に関して、インターネットバンキング（電子決済、いわゆるアプリ等を利用したAlipayやWechatPayといったモバイル決済サービス）を強みとして展開させている国内民間銀行が出てきた。

一方、ベトナムでは現金決済の割合が高く、90%に上る。この数年、銀行のカード発行枚数が増えてきたが、その内、9割が自動預け払い機（ATM）での現金引き出しであり、ショッピングへの活用は1割にとどまる。また、モバイルバンキングやインターネットバンキングの利用率はそれぞれ10%と1%で、極めて低い¹³。そして、2015年8月からDragon CapitalとStandard Charteredの支援によりベトナムフィンテッククラブが設立されたが、現時点ではまだ普及していない¹⁴。

¹⁰ Credit Suisse (2017), “Vietnam Banks Sector”.

¹¹ Credit Suisse (2017), “Vietnam Banks Sector”.

¹² 同研究プロジェクトの研究会で「中国の銀行システムと動向」研究報告された芦宛雪氏の報告資料により作成。

¹³ 「ベトナムでのフィンテックを開発する潜在性」

<https://data.truemoney.com.vn/vi/tiem-nang-phet-trien-fintech-tai-viet-nam/>

¹⁴ 「ベトナムのフィンテックの時代は来たのか？」

<http://mobile.nss.vn/ca21-n31239-da-den-thoi-cua-cac-fintech-tai-viet-nam.htm>

表 2-4 : 中国とベトナムの銀行業界の比較

項目	中国	ベトナム
中央銀行	中国人民銀行が 1948 年に設立された。	ベトナム国家銀行が 1951 年に設立された。
中央銀行の独立性	国務院が所轄。 金融・貨幣政策決定するには国務院から強い影響力を受ける。財政部とは独立している。	政府が所轄。 財政省と同様、政府機関として運営されるため、政府との独立はほとんどない。
経済改革	1978 年の改革開放政策により、 1979 年 1 月に二階層銀行システムにシフトした。	1986 年の改革政策より、 1988 年 3 月に二階層銀行システムにシフトした。
国有銀行の規模 (2016 年のデータ)	四大国有銀行：工商銀行、建設銀行、 中国銀行、農業銀行 全体の総資産に約 42% を占める。	四大国有銀行：工商銀行、外商銀行、 農業農村開発銀行、投資開発銀行 全体の総資産の約 47% を占める。
外資系銀行	WTO 加盟 (2000 年) に伴い、2006 年末、 地理的制限と顧客の限定を除き、外資系銀行が中国国内の人民元業務に関しても許可され、国内市場に自由にアクセス可能。 外資系銀行は銀行業界全体の総資産に約 3% 占める。	WTO 加盟 (2007 年) に伴い、 2007 年から、外資系銀行が国内銀行と同様、事業を展開することが可能。 外資系銀行は銀行業界全体の総資産に約 10% 占める。

出所：各資料から作成。

(2) 金融市場の中心となる銀行セクター

ASEAN 先発国と比較すると、ベトナムの金融市場全体の規模が小さく、金融市場の中に、銀行セクターの割合は大きいという特徴を持っている。具体的には、2014 年末のベトナム金融市場の規模が GDP の 156% だったのに対して、シンガポールは 425%、タイは 305%、マレーシアは 373% であった。そして、金融市場の中の銀行セクターに関して、ベトナムの銀行セクターの総資産は全体の 75.2% を占めている。一方、ASEAN 諸国の銀行セクターの平均総資産の割合は 42% に留まっている (ベトナム国会経済委員会、2017)。

表 2-5 : ベトナム金融市場の構成

金融機関	金融市場での割合 (2016 年)	対 GDP (2015 年)	監督機関
銀行部門、人民信用基金	75.2%	112%	国家銀行
リース企業等の非銀行			
債券（政府債券及び企業債券）	9.3%	22.2%	財務省
保険市場（61 社）	1.8%	1.8%	
証券市場 証券会社：81 社 ファンド管理会社：43 社 投資ファンド：28 社 預託銀行：8 行 上場企業：690 社	13.7%	34%	証券取引委員会
その他（インフォーマル金融）	—		
合計	100%	156%	

出所：国会経済委員会（2017）「金融市場へのアクセス」29 ページより抜粋。

（3）銀行数は増加、収益率は減少する傾向

銀行セクターの割合が大きい他、銀行数の面でも比較的が多いという特徴も有している。2016 年末に、外国銀行の支店を入れた銀行数は 96 行、商業銀行数は 45 行である。一方、ASEAN 先発国のタイには 14 行、マレーシアには 9 行しか存在していない。金融市場の規模に比して、銀行数の多さ、特に財務力の弱い銀行が多く存在することが指摘されている。

そこで、ASEAN 諸国銀行と比較すれば、総資産の増加率が極めて高い（ASEAN の上位 10 行の総資産の増加率には、ベトナム銀行が 6 行も出ている）が、規模自体が小さい。加えて、自己資本利益率（ROE）が 2005 年には ASEAN の中でも高い水準を達成したが、2014 年には半分以上減速し、ASEAN 先発国を下回った（表 2-6）。

表 2-6 : ASEAN 主要国の銀行セクター収益率比較表

項目	ベトナム	マレーシア	インドネシア	フィリピン	タイ	シンガポール
ROE (%) 2005 年	27.5	11.2	15.0	10.6	17.0	8.9
ROE (%) 2014 年	10.5	13.2	20.3	12.5	15.6	11.8

出所：McKinsey & Company（2016）” Weathering the storm: Asia-Pacific Banking Review 2016” より作成。

3. 銀行部門の発展経緯と国際経済統合による影響

(1) 銀行部門の発展経緯¹⁵

図 2-2 : ベトナム銀行業界に与える主な出来事

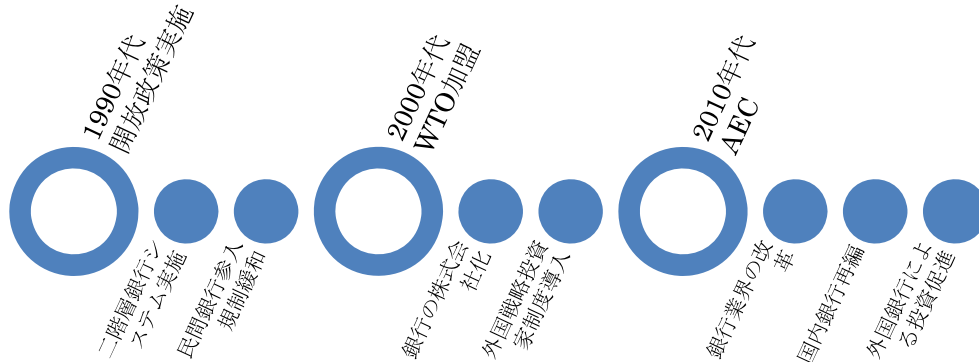
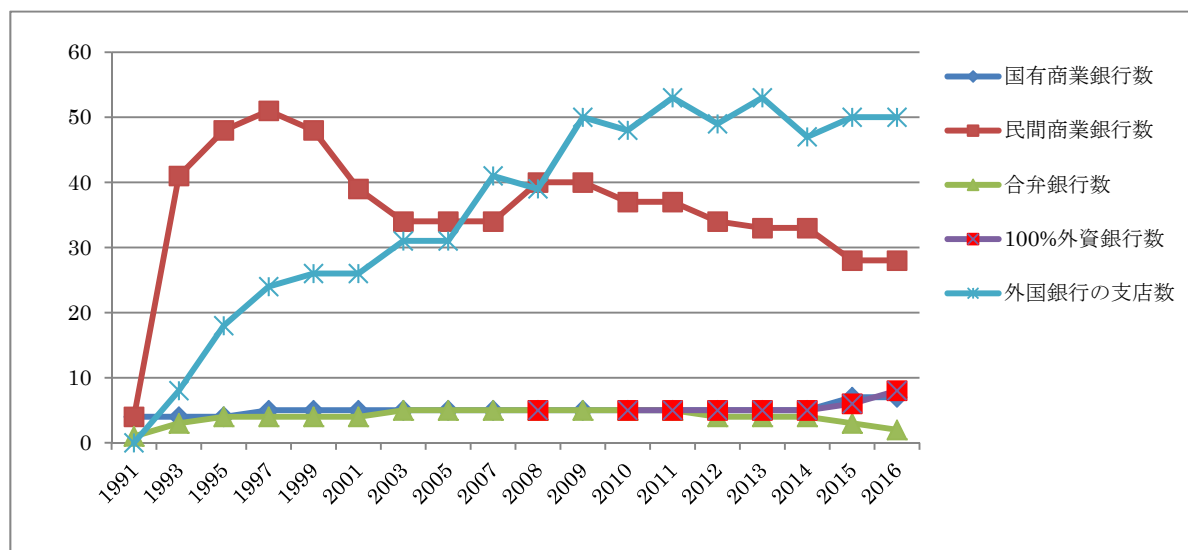


図 2-2 が示す通り、ベトナム銀行業界に最も影響を与える出来事は 1990 年の開放経済実施後、2007 年の WTO 加盟と 2015 年の AEC 誕生である。それぞれの段階における発展経緯を議論してみると、①1990 年代の改革、②2000 年代の銀行ガバナンス構造の改革、③2010 年代の銀行業界健全化の取り組みといった 3 つの段階に分けられる。

① 1990 年代の銀行業界の多様化

図 2-3 : ベトナムにおける商業銀行数の推移



出所：ベトナム国家銀行年次報告書各年版により作成。

注 1：国有商業銀行は政府の株保有率が 49%以上の株式商業銀行を含む。

注 2：株式商業銀行は政府の株保有率が 49%以上の株式商業銀行を含まない。

¹⁵ この部分は Trinh Thuy Huong の報告を大きく参考した。

ベトナム銀行は1986年のドイモイ政策導入以降、単一銀行システムから二階層銀行システムへ移行した後、1990年の「銀行・信用合作社・金融会社法」により、民間、合弁、外国銀行支店の参入規制が緩和された。1991-92年にかけて金融機関の増加と多様化が進み、一気に数十の商業銀行が新規設立された（図2-3）。

民間商業銀行は、民間企業や個人客の市場の開拓に力を入れていたが、1989-91年にかけて信用組合の倒産が相次いだことから、国民の銀行に対する不信感を抱き、1990年代には銀行業界全体が伸び悩んだ。

民間企業や個人客の銀行活用の増加が、民間商業銀行の設立・発展を促し、その過程でサイゴン商信銀行（Sacombank）（1991年設立）やアジア商業銀行（ACB）（1993年設立）など大手民間商業銀行が形成された。

② 2000年代の銀行ガバナンス構造の変化

株式会社化

民間商業銀行の株式上場および国有商業銀行の「株式会社化」は大きな変化であった。2006年に、Sacombankがホーチミン証券取引所、ACBがハノイ証券取引所に上場したことが初期の例であった。同時期に、2007年から、国有商業銀行Vietcombankをはじめ、大手国有商業銀行も株式会社化して、株式公募売出（IPO）も行い、ハノイやホーチミンの証券取引所に上場した。

表2-7：国有商業銀行の上場と所有構造

銀行名	IPO・上場	所有構造（2015年次報告書）
Vietcombank	2008年6月2日・ 2009年6月30日	・国家77.11% ・外国資本銀行（みずほコーポレート銀行）15% ・その他7.89%
Vietinbank	2008年12月25日・2009年7月16日	・国家64.46% ・外国資本銀行（三菱東京UFJ銀行）19.73%、外資金融機関（IFC、IFC投資ファンド）8.02%
BIDV	2012年4月27日・ 2014年1月	・国家95.28% ・その他4.72%
Agribank	株式会社化されて いない	・国家全額出資

出所：各銀行の2015年次報告書から作成。

「外国戦略投資家」制度

次に、「外国戦略投資家」制度の導入も一つの大きな変化とみされている。2007年にベトナムは「外国戦略投資家」制度（Degree 69/2007/ND-CP）を設けて、海外の大手銀行が国内商業銀行の主要株主となり、経営を多面的に支援することを法的に可能にした。結果として、国有・民間の商業銀行の多くは、外国銀行と資本提携し、戦略資本家として出資を受け入れている。

表 2-8 : 外国銀行による株式所有の事例

Vietcombank	みずほコーポレート銀行 15%
Vietinbank	三菱東京 UFJ 銀行 19.73%
Eximbank	三井住友銀行 15%
TPBank	SBI Ven Holding Pte.Ltd Singapore が創立出資 5 社中の 1 社

出所：各銀行の 2015 年次報告書から作成。

③ 2010 年代の銀行業改革の取り組み

銀行再編

1990 年代に商業銀行が急増し、乱立する状態となった。中には、資金が乏しく脆弱な経営体制の小規模の銀行が少なくなかった¹⁶。

このため、ベトナム政府による業界の健全化に向けた取り組みが展開されてきた。2010 年末までに、商業銀行の法定資本金を 3 兆ドン (200 ドン=1 円で概算すれば、約 150 億円) に引き上げることとした。この政策の狙いは、規模が小さく持続性が乏しい銀行が自ら統合し合い、資本規模の拡大を促すことにあった。

ようやく 2011 年末に国内最初の銀行統合のケースとして、Ficombank、TinNghiaBank、Saigon Commercial Bank (SCB) が統合を発表した。他の事例は表 2-9 でまとめてある。その結果、商業銀行の数は 2011 年の 52 行から 2016 年には 45 行となった。その内、国内民間商業銀行は 37 行 (2011 年) から 28 行 (2016 年) まで減ってきた。銀行数はまだ多いと指摘され、近い将来 M&A 等で銀行数を減らす方針が固まってきた。

表 2-9 : 2011 年からの M&A リスト

#	時点	M&A 銀行	M&A 後
1	2012	SCB FicomBank TinNghia Bank	SCB
2	2012	HabuBank SHB	SHB
3	2013	Western Bank PVFC	PVCom Bank
4	2013	DaiABank HDBank	HDBank
5	2015	MD Bank Maritime Bank	Maritime Bank
6	2015	MHBank BIDV	BIDV

出所：各資料から作成。

¹⁶ 2015 年末には、3 兆ドン台の資本金の銀行数は 11 行で、全体 (38 行) の約 3 分の一である。

不良債権解決への取り組み

不良債権¹⁷の問題は、第12期（2011-16）のズン内閣が発足してから頻繁に指摘されるようになった。不良債権のデータについては、多くの報告がなされているが、各報告の間かなりの相違が見られ、不良債権規模の実態が把握されていないようである（表2-10）。

2012年には、SBVが指令01/CD-NHNNを出し、銀行業界の2012年中における与信総額（その年度の新規貸付金額）の伸び率を15～17%に抑制する目標を設定し、個別銀行に対しても具体的な2012年度の与信額の伸び率の上限を指定した。具体的には、国内の銀行を不良債権によるリスクのレベルを評価し4つのグループに分類した¹⁸。第一グループは17%まで、第二グループは15%まで、第三グループは8%まで、第四グループは0%とされている。第四グループの銀行は、既存の融資の回収に専念し、資産のリスク・プロフィール改善に努めなければならないとしている。

表2-10：ベトナムにおける不良債権に関する報告

SBVの年次報告		政府による2015年10月17日 報告書		首相による2015年10月20日 報告書	
年	不良債権比率 (%)	年	不良債権比率 (%)	年	不良債権比率 (%)
2007	1.50	2007	-	2007	-
2008	2.17	2008	-	2008	-
2009	2.05	2009	-	2009	-
2010	2.17	2010	-	2010	-
2011	3.07	2011	-	2011	-
2012	4.08	9/2012	4.94	12/2012	17.43
2013	3.61	10/2013	4.50	10/2013	-
2014	3.25	12/2014	3.30	12/2014	-
2015	-	2015	-	9/2015	2.90

出所：SBV年次報告書、各報道より作成。

さらに、2012年3月1日に首相が「2011～15年の期間における銀行セクター改革手法を承認する首相決定」（Decision 254/QD-TTg 号）を制定し、銀行業界の再編・改革の方向性を決定した。この首相決定では、①金融機関改革のための目標・視点、②金融機関改革の方向性と解決策、③金融機関改革の工程表が示された。

改革の工程表によれば、

- ・ 2012年中には金融機関の合併、統合、買収等を進めるとともに、自己資本を増やして不良債権を管理し、弱体化した金融機関については再編を促進する。
- ・ 2013年中には弱体化した商業銀行の株主や法的側面での再編を完了させ、銀行業界

¹⁷ 不良債権の定義については、2005年4月22日付けの493/2005/QĐ-NHNN号の中央銀行議決書によれば、「利息あるいは元金の返済が90日以上遅延しており、且つ、借主の返済能力に問題があると認められた場合の債権」とされ、3つのグループに分類されている。すなわち、「返済能力が標準以下の債権」（グループ3）、「返済能力に疑問のある債権」（グループ4）、「返済不能とみられる債権」（グループ5）である。

¹⁸ 荻本（2013）によれば、SBVの分類による2012年5月時点では、I分類が15行、II分類が12行、III分類が6行、IV分類が4行である。また、分類の基準は、Equity, Asset Quality, Management Capacity, Business Performance, Liquidityの5項目からなっている（2008年3月発表の中央銀行決定06号）。

の秩序と規律を回復させる。

- ・ 2014年にはさらに自発的再編をも持続させる。
- ・ 2015年には運営およびガバナンスの改革を完成させる。

とされている。

2013年3月14日付けで、SBVは「金融機関の特別管理について」通達を出して、財務上不健全な金融機関や著しい法令違反を犯した金融機関について、SBVの判断により特別管理下に置くことができるとした。さらに、銀行の不良債権を専門的に整理・回収・解決することを支援するため、2013年7月23日に、銀行の不良債権化された資産を管理する会社（Vietnam Assets Management Corporation、VAMC）が設立された。

VAMCは、積極的に銀行の不良債権と分類された資産を買収し、銀行業界の不良債権比率の低下に努めてきた。VAMCの発表によれば、2015年末時点では買収額が約110億ドルに達した。その結果、2015年9月時点の銀行セクターの不良債権比率は2.9%と、劇的に低下した。ところが、実際、VAMCは不良債権を買収するのではなく、不良債権をいったん引き取った上で、銀行が当該債権を再編・売却するのを支援するのである。あくまでもリスクは銀行に残るため、銀行は年間利益から引当金を計上することによって、回収できなかった債権を償却することになる。

VAMCの活用により、銀行は大量の不良債権を帳簿から外すことができたが、不良債権の回収率は低調である。VAMCの発表によれば、2015年末時点でVAMCが引き受けた不良債権総額110億ドル（245兆ドン）のうち、実際回収・売却できた金額は、約10億ドル（22兆3700億ドン）（9%）に留まっている。

不良債権の処理について、長期的な対策としては、中国が取ってきた不良債権流通市場の形成対策や、中国が検討中の、銀行が不良債権を融資先企業への出資資本に置き換え、融資先企業の経営再建に直接関わる体制を可能にする手段¹⁹などが、ベトナムにとっても参考になると考えられる。

Box 2 銀行業界の再編の事例—SBVによるGPBankの買収

GPBankの設立

GPBank（正式名称 Global Petroleum Joint Stock Commercial Bank）の前身は、Ninh Binh Bank という地方銀行であり、2005年11月7日より都市銀行としてG-Bankと改名し上場した。

上場当時は、国有大企業「ベトナム石油グループ（Petro Vietnam）」が戦略的株主であった。2007年に名称をGPBankと再度改名し、2010年には、ベトナム石油グループ以外に、FPT投資ファンドが全株の5.84%を保有する主要株主に加わっていた。

¹⁹ 実際、ベトナムでも、不良債権を出資資本に置き換える対策もすでに実施されている（60/2015/ND-CP号の政府議決）が、出資資本換算額は、銀行の法定資本の40%、融資先企業の資本金の11%を超えてはならないと規定されている。出資額11%までと制限されているのでは、企業の経営再建に対する関わりも限定的になってしまうと指摘されている。

また、特記すべきことは、同行が家族所有化されていたことである。2010 年次報告書によれば、同行の取締役会会長 L 氏が 4.9%、同氏の妻が 4.3%、娘が 4.1%を保有し、副会長 A 氏が 4.65%、家族が 4.3%を保有していた。このように、会長と副会長の家族による株式の所有が全株の 20%以上となり、事実上、家族経営の企業に近い。

買収されるまでの経緯

GPBank は、2012 年に経営状況の悪化を指摘された後に実効的な改革案を提示することができず、特別管理下に置かれて外部監査法人により財務内容が精査されることとなった。その後、自己資本が定められた最低基準（3 兆ドン）に満たなかったため、3 回にわたって特別株主総会を開き、増資決議が求められたものの、可決に至らなかった。（同行の自己資本は、2015 年 4 月時点で 9.2 兆ドンの債務超過（大半が不良債権）に陥っていたため、定められた最低自己資本 3 兆ドンを満たすには、約 12 兆ドン（200 ドン =1 円で概算すると、約 600 億円）が不足している状態にあった）。

これを受け、2015 年 7 月 7 日付で SBV が同行の全株式を無償で引き取り、同行を国有化することを決定した。なお、同行の新経営陣に、国有大手商業銀行の Vietinbank の人材を中心に経営支援が行われることが決定し、今後の経営改善が重要課題となる。

無償買収による影響

同 17 日に、同行の元会長 L 氏、元副会長 A 氏、2016 年 3 月 16 日には同行の元社長 T 氏が、銀行資金を流用し多大な損失を与えたとして逮捕された。

3 氏の資金流用で 2010-12 年の 3 年間で同行に数兆ドンの損失を与えたとされている。無償買収に伴い、同行の株式がすべて国有化され、同行に出資した株主の同行に対する株式所有がゼロとなる。ところが、預金者の権利（預金）や利益は法律に従って保障されるとされた。

ベトナムは、「金融機関法」第 55 条で、金融機関における所有について、金融機関の自己資本に対して、個人が一人 5%以上、機関投資家が一社 15%以上、投資家グループは 20%以上所有してはならないと、制限している。

ところが、実際には、多くの個人出資者や機関投資家が法律で定められた出資率以上に銀行株式を持ち、銀行の事業活動の透明性を損なうような影響を与えている。事例で取り上げた GPBank も役員とその家族による投資家グループの所有が 20%以上であり、しかも、役員（会長）が出資した国有企業グループの役員も兼ねていることにより、役員による不正が起りやすい構造になっていた。銀行のガバナンスやマネジメントの強化が急務の課題であると思われる。

(2) 国際経済統合による影響の評価

表 2-11 がベトナム銀行業界の発展経緯と国際経済統合の動きをまとめている。これらの国際経済統合と銀行業界の出来事をみると、ベトナム銀行業界に最も影響を与えるのは開放経済の実施と WTO 加盟である。

国際経済統合による影響は、銀行部門において、金融進化、銀行部門の多様性、国際基準の普及といったメリットが挙げられる。

表 2-11 : ベトナム経済と銀行業界における主な動き

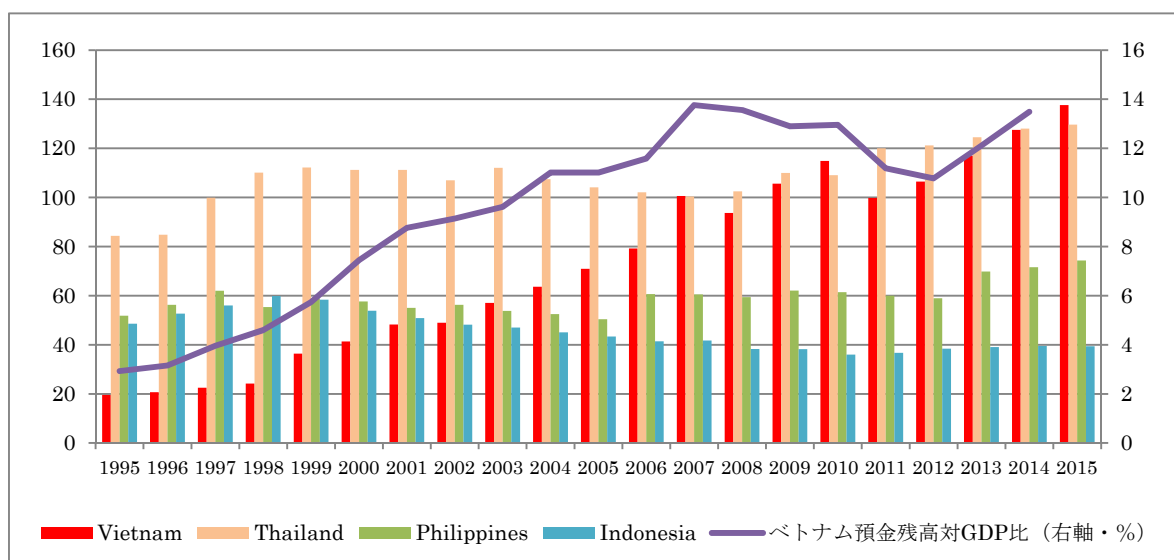
時期	ベトナム経済の主な動き	銀行業界の主な政策	銀行部門に与える影響
1976年	南北統一、社会主義を目指し、計画経済を実施。	単一銀行システム	商業銀行の機能と中央銀行の機能が分離されず。
1986年	第6回ベトナム共産党全国大会において、ドイモイ政策を実施し、計画経済から市場経済に移転すると決定。	単一銀行システムを廃止、二階層銀行システムを1988年に導入。1990年に中央銀行法と金融機関法発行。	商業銀行の機能と中央銀行の機能が分離され、二階層銀行システムが本格的に開始された。 目的に応じて各部門を担当する銀行を設立した。同時に、民間銀行と外国銀行の支店が多数設立された。
2001年	米越通商協定が締結し、2011年以降国内銀行と平等に市場開発できると公約した。	国家銀行は国有銀行を中心に、商業銀行の再編計画を提案した。	2004年に、VietcombankとMHBが株式会社化を求められた(首相決定84/2004/QD-TTg)。
2007年	WTO(世界貿易機関)へ加盟し、外国投資家による投資は7年以内、外国銀行の現地法人の設立は5年以内を実施することを公約した。	WTO加盟前に、「2010年までの金融セクター開発に向けた目標・方針及び2020年へ向けたビジョンに関する首相決定2006年112号」 「外国戦略投資家」導入(「ベトナム商業銀行に対する外国人投資家による株式保有に関する首相議定」(2007年4月首相議定69号)。	金融部門のインフラである金融監督行政を国際基準に引き上げることを目的にした。 外国銀行の参入により、銀行業界での競争がより一層高まってきたが、外国戦略投資家によるサポートが高く評価された。
2015年	AEC誕生により、銀行セクターの自由化、統合への取り組みを行っている。	ASEAN適格銀行 ²⁰ の設立により、ASEAN域内では現地法人資格を持たなくても事業展開できる。その背景で、銀行業内の再編や改革を加速する方針が固まった。	ベトナム銀行とASEAN諸国銀行にとって大きなチャンスだが、早期にASEAN適格銀行の基準を満たさなければ、外国銀行に国内の市場を占有されてしまうと考えられる。

出所：各資料より作成。

²⁰ Qualified ASEAN Banks (QABs)

金融進化²¹において、山口 (2010)²²が議論した通り、ベトナムでは 90 年代金融進歩が 20% 台で進展していなかったが、2000 年代に入り、金融進歩が急速に進行した。2007 年に M2 の残高は GDP を超えるまでになった。金融進歩をもたらしたのは銀行預金の急増である (図 2-4)。

図 2-4 : ASEAN 諸国の信用成長率



出所：世界銀行より作成。

また、銀行部門の多様性において、銀行部門の構築部分で説明した通り、国際経済統合がベトナム銀行部門の多様性をもたらしたのは明確である。具体的には、国有銀行の他、株式制商業銀行、合弁銀行、外国銀行と外国銀行の支店が銀行部門を構築してきた。その多様性は国有銀行独占の状況を脱却させている。民間商業銀行は預金シェアを伸ばし、またその他の民間銀行の貸出も伸びている。図 2-5 が示す通り、民間商業銀行の預金と貸出の割合がそれぞれ 15% と 25% 拡大されてきた。それに対して、国有銀行の割合がそれぞれ約 10% と 20% 縮小した。民間商業銀行は民間企業を貸出対象としているため、銀行からの資金が民間企業により流れてきたことを意味する。

その他、銀行業界への投資の拡大も大きなメリットとなっている。WTO 加盟により、外国銀行の参入を公約したため、海外からの資金が銀行業界に大きく注がれてきた。地場銀行に戦略投資家として出資することで、出資した銀行の技術の向上や経営管理の効率の向上が期待できる。

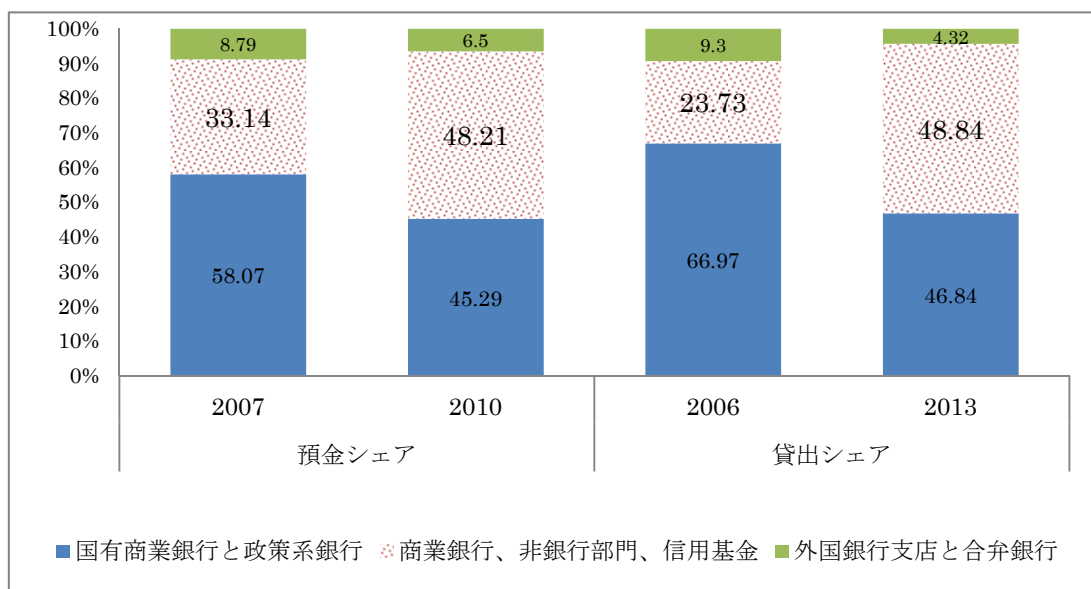
また、外国銀行の現地法人設立はベトナム国民に水準の高い銀行サービスを提供し、銀行

²¹ 金融進歩は銀行による金融仲介がどの程度まで発展しているかを計測して金融部門の発展状況をとらえる概念である。金融進歩を測定する指標としては M2 の GDP に対する比率である。M2 は貨幣供給量を捕捉するための指標である。途上国経済を分析するには富の貯蔵手段として銀行預金が信認を得ているのかを示す尺度として用いられる。M2/GDP が上昇しているのであれば銀行が国民から資金を動員していると判断される (山口、2010)。

²² 山口昌樹 (2010) 「ベトナム金融部門の改革と競争」を参照されたい。

業界全体を国際基準に近づけさせてきたと考えられる。例えば、自己資本比率規制であるバーゼル規制が導入され、2018年までに対象となる10行で強制的に適用されることとなっている。

図2-5：ベトナム銀行部門の預金と貸出シェア



出所：SBV より作成。

終わりに

ベトナムの銀行部門では、政府支配株式商業銀行が中心となっているのが最も大きな特徴である。国際経済統合と共に、民間商業銀行や外国銀行の参入が活発化し、銀行業界の多様性をもたらしてきた。一方、規模が小さく、かつ、不良債権等課題が多く発生し、銀行業界の健全性を悪化させる恐れもある。国内商業銀行の再編が加速されている一方で、外国銀行の参入や事業展開は金融業界内の競争を激しくさせている。外国銀行の存在感について、次の章で議論してみたい。

第3章 ベトナムにおける外国銀行の高まり存在

はじめに

海外進出中の自国企業への資金調達支援や新たな金融市場の開発を目的として、先進国の銀行が途上国への進出を加速させつつある。外資企業の進出が多く、人口が豊富、外国銀行への規制緩和といった理由で、ベトナムは外国銀行にとって魅力的な投資先となっている。外国銀行の進出は、受入国に投資の拡大、国内銀行の経営能力の改善といったメリットをもたらす一方で、国内銀行の収益に脅威を与えるといったデメリットもある。

本章では、まずベトナムにおける外国銀行の進出状況を概観し、次にその国内銀行に与えるインパクトを分析し、最後に、より健全なシステムを構築するためのいくつかのインプリケーションを示す。

1. ベトナムにおける外国銀行の進出状況

(1) 外国銀行の進出に関する規制

外国銀行がベトナムの金融市場に参入し始めたのは、ベトナムの銀行部門における改革が実施されてからである。具体的には、1986年にドイモイ政策により、開放経済が実施され、銀行システムが単一銀行体制から二階層銀行体制に移行した。そこで、外国銀行は民間銀行と同様に市場への参入が許可された。現在、外国銀行の参入には、ベトナム現地で事務所、支店、国内銀行との合弁銀行と100%外国資本銀行を設立することと、ベトナム地場銀行の株式を取得することがある。

まず、ベトナム現地で事務所、支店、合弁銀行と100%外国資本銀行の設立について、金融機関法令(1990年)、金融機関法(1997年)、金融機関改正法(2004年)と金融機関法(2010年)で規定された。図3-1にそれぞれの認定資格をまとめている。

図3-1：外国銀行の参入に関する規定



出所：各資料から作成。

図3-1が示す通り、1990年には、外国銀行の存在として、駐在員事務所、支店と合弁銀行しか認めなかったが、1997年に、100%外資非銀行金融機関、2004年に、100%外国資本

金融機関、そして2010年には100%外国資本銀行といった資格まで追加されてきた²³。その背景には、ベトナムの積極的な国際経済への参加と共に、銀行市場がより一層活気を帯びたことがある。特に、注目すべき出来事は2001年の米越通商協定締結と2007年のWTOへの加盟であった。米越通商協定によれば、2010年以降米国銀行とベトナム国内銀行が平等に事業できることを公約した。またWTOへの加盟に伴い、100%外国資本銀行の設立が認められるようになった。このように、外国銀行の事業範囲が拡大され、国内銀行と同様に経営できるようになった。

次に、ベトナム地場銀行の株式を購入することについて規定したのは2004年の金融機関改正法からである。同法の第12条が「外国金融機関はベトナムにおける金融機関の株式を購入することと出資することが可能」と明記した。しかし、正確な出資率について規定するのは外国投資家（外国銀行、金融企業、外国個人、外国組織を含む）によるベトナム商業銀行の株式購入の政府法令（2007年の69号政府議定と2014年の1号政府議定）である。

具体的には、外国投資家による株式保有率の上限は30%と規定される。また、外国の団体による現地商業銀行への出資率の上限は10%（2007年）から15%（2014年）まで、戦略投資家による保有率は15%（2007年）から20%（2014年）まで引き上げられた。さらに、2015年にAECの誕生により、ASEAN適格銀行が法人格を有しなくてもASEAN地域内（ベトナムも含む）で銀行サービスを提供できるようになった²⁴。また、海外投資家による株式保有率は70%まで引き上げられた²⁵。

このように、外国銀行に関する規制が緩和され、外国銀行のベトナム金融市場への参入が容易になり、収益を増加させることが可能になったと考えられる。

（2）ベトナムにおける外国銀行の進出実態

図3-2はベトナムにおける外国銀行（外国銀行の支店、合弁銀行と100%外国出資銀行）数の推移を表している。この図から合弁銀行数が減少しているのに対して、外国銀行の支店数と100%外国資本銀行数が増加してきたことが読み取れる。

まず、外国銀行の支店について見てみる。1990年の時点では外国銀行の支店は存在しなかったが、2016年には、外国銀行の支店の数は50カ所まで増えた。その内、中国系銀行と台湾系銀行の支店が圧倒的に多く、16カ所も存在する。その次に、韓国系銀行の支店が6

²³ 2010年の金融機関法によれば、金融機関とは為替取引、銀行サービス（預金の受け入れ、資金の貸出、決済方法を提供）を提供する機関である。銀行は銀行業務と銀行業務の関連事業を行う金融機関である。非銀行金融機関は個人の預金の受け入れと決済機能を行わない金融機関（リース企業、ファイナンス企業等）である。

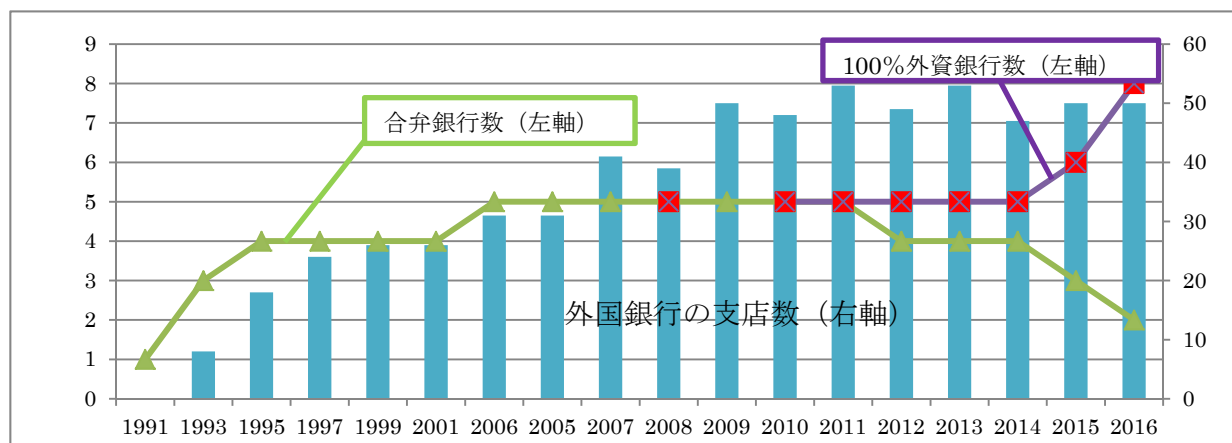
²⁴ AECの戦略アクションプランによれば、2019年までに少なくともQABsを2行設立し、2025年までに、少なくともQABsを2行設立する。諸国における発展度合が異なるため、両国間の交渉が進められる。詳細はASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Planを参照されたい。

<http://asean.org/storage/2012/05/Consolidated-Strategic-Action-Plan-endorsed-060217rev.pdf>

²⁵ 詳細はAEC Strategic Schedule、AEC Blue Printを参照されたい。

カ所、同様に日本系銀行の支店も6カ所存在する。東南アジア諸国では、シンガポール（2ヶ所）、タイ（3ヶ所）とマレーシア（2カ所）、カンボジア（2カ所）系銀行の支店が存在する。外国銀行の支店はベトナムの首都であるハノイ市と最も経済が発展しているホーチミン市に集中するが、中国系と台湾系の銀行の支店は、中国系企業と台湾系企業が立地するビンズオン省、ドンナイ省にも設立された。外国銀行の支店の数や立地先をみると、外国銀行が自国企業と一緒に進出していく潮流がよく反映されている。

図3-2：ベトナムにおける外国銀行数の推移



出所：ベトナム国家銀行の各年版により作成。

表3-1：ベトナムにおける100%外国資本銀行

No.	銀行名	認可日	資本金 (10億ベトナムドン)
1	HSBC (欧米)	2008年9月8日	7528
2	Standard Chartered (欧米)	2008年9月8日	3080
3	ANZ (欧米)	2008年10月9日	3000
4	Shin Han (韓国)	2008年12月29日	4547
5	Hong Leong (マレーシア)	2008年12月29日	3000
6	Public (マレーシア)	2016年3月24日	3000
7	Woori (韓国)	2016年8月2日	3000
8	CIMB (マレーシア)	2016年8月31日	3203
※	Citi (欧米)	2015年7月	原則的な認可書を取得済
※	United Overseas Bank (シンガポール)	2017年3月	原則的な認可書を取得済

出所：各資料より作成。

次に、100%外国出資銀行の進出をしてみる（表 3-1）。1990 年の時点では外国銀行は存在しなかったが、2016 年には、外国銀行数は 8 行まで増えた。100%外国出資銀行の進出は 2008 年（5 行）と 2016 年（3 行）に集中していることが明確である。100%外国出資銀行による進出時期は、初期段階に、欧米銀行（HSBC, ANZ, Standard Chartered 銀行）が先行し、後発で、アジアの銀行（韓国の Shinhan, Woori 銀行、マレーシアの Hong Leong, Public, CIMB 銀行）が参入した事が特徴である。

法律上、外国銀行の支店と 100%外国出資銀行の事業内容は同様と規定されるが、100%外国出資銀行は最低資本金（3 兆ドン）条件を満たさなければならない。また、支店数についての規制に関して、100%外国出資銀行はベトナムにおける支店を外国銀行の支店より簡単に設立し、市場開拓が容易にできる。そのため、より広い市場開拓を目的として、多くの外国銀行が支店から 100%外国出資銀行への変更を検討している。

外国銀行には国内銀行との合弁銀行といった資格も存在する。2011 年には 5 行もあったが、現在は Indovina 銀行とベトナムロシア銀行しか存在していない。いずれも 50:50 の出資比率で、それぞれに台湾の Cathay United Bank とロシアの VTB Group の資本が入っている。その背景には、合弁銀行の資格から外国支店銀行（タイの SIAM 銀行）、100%外国出資銀行（マレーシアの Public 銀行、韓国の Shinhan 銀行）の資格に変更させたことがある。

2. ベトナムにおける外国銀行の特徴

（1）外国銀行の位置づけ

表 3-2 は 2015 年のベトナム銀行部門の総資産と収益率を表す。総資産では、外国銀行と合弁銀行のシェアは全体の約 10%を占め、国有商業銀行と民間商業銀行の約 4 分の 1 を占めることがわかる。この背景には、奥田（2003）が説明した通り、外国銀行が一般的に、比較的簡単に資産を処分して撤退できるために、外国銀行は短期的な収益に偏重した経営を行うことがある。

表 3-2：ベトナム銀行の総資産と収益率（2015 年）

銀行種	総資産のシェア(%)	ROA (%)	ROE (%)	自己資本比率 (CAR)
国有商業銀行	45.1	0.63	10.62	9.42
民間商業銀行	40.0	0.36	4.43	12.74
合弁銀行と外国銀行	10.3	0.48	3.05	33.8
その他	1.5	1.89	8.97	27.3

出所：SBV より作成。

また、外国銀行の収益率を表す株主資本利益率（ROE）と総資産利益率（ROA）は国内銀行ほど高くはないといった特徴がみられる。この低い収益率は予想とは逆だったが、ベトナム国内市場に参入したばかりの段階で、市場の開拓までは至っていないと理解できるだろう。しかし、自己資本比率（CAR）は約 34%で、国内銀行より高いことから、経営の安全性の面

では、外国銀行が国内銀行より比較的高いと考えられる。

(2) 外国銀行の事業内容

外国銀行の事業内容には、伝統的な預金や貸出業務の他、ベトナム金融市場の投資コンサルティング、株式購入の仲介、自国企業へのサービス提供、国際債の起債とリテールバンキング等もある。

貸出業務では、外国銀行は外資企業向けが中心となっているが、次第に事業範囲を拡大し、ベトナムの企業に対する貸出業務も開始されている。例えば、Shinhan 銀行は韓国市場向けの輸出活動を行うベトナム中小企業に対し優遇金利で融資している²⁶。しかし、ベトナムの特徴的な貸出慣行（企業との関係を重視、不動産が担保財産）と親銀行の方針（企業の財務情報を重視）が異なるため、国内銀行と同程度企業との関係を深められていない。従って、大手な企業だけへの貸出の段階に止まっている状態である。この結果、預金や貸し出しのベトナム銀行全体のシェアは10%過ぎない。

一方、外国銀行は、国際業務とリテール業務に優越性を有している。例えば、国際業務において、2014年11月にベトナム政府の10億ドルの国際債発行の際に、HSBCとStandard Charteredが協力した。個人客を対象にするリテール市場において、Woori銀行がMobile Bankingプロジェクトのキャンペーンで参入した。また、ベトナムで生活している外国人だけではなく、ベトナムに増加しつつある富裕層もターゲットにしている。例えば、HSBCが高所得者向けにVIPサービスを展開しており、新規参入のCIBMもゴルフ、スパ等の優遇制度を設定している。また、2017年4月に、Shinhan銀行がANZのベトナム国内でのリテール部門を買収した。この買収事案を機に、外国銀行はベトナム国内のリテール業務を本格的に展開する計画がよく見られてきた²⁷。

このように、企業への貸出の面では、外国銀行は国内商業銀行と比較すると、知名度、店舗網、現地での情報収集およびネットワーク構築といった面で優位にはないが、世界規模のサービス展開、国際業務、近代的なサービスといった面で優越性を有している。

3. 外国銀行の進出とベトナム銀行部門へのインパクト

(1) 国内銀行の財務力の向上

外国金融機関による出資を通じて、ベトナム国内銀行の財務力が改善されたのは大きなインパクトである。国営商業銀行、民間商業銀行のいずれにおいても、外国銀行による出資で、資本金を増加させた。国営商業銀行の場合、外国銀行による出資はVietinbank、VietcombankとBIDV

²⁶ Shinhan 銀行は約1億米ドルをベトナム中小企業への貸出を行うと発表した。その中、韓国への輸出を行う中小企業を優先対象としている。優遇貸出金利は8-9%/1年。
<http://www.thesaigontimes.vn/148442/Shinhan-Bank-VN-cho-DN-vay-uu-dai-100-trieu-do-l-a.html>

²⁷ 「Shinhan は正式に ANZ のリテール部門を買収した」
<http://dantri.com.vn/kinh-doanh/ngan-hang-shinhan-chinh-thuc-thau-tom-mang-ban-le-cua-anz-tai-viet-nam-20170421135426749.htm>

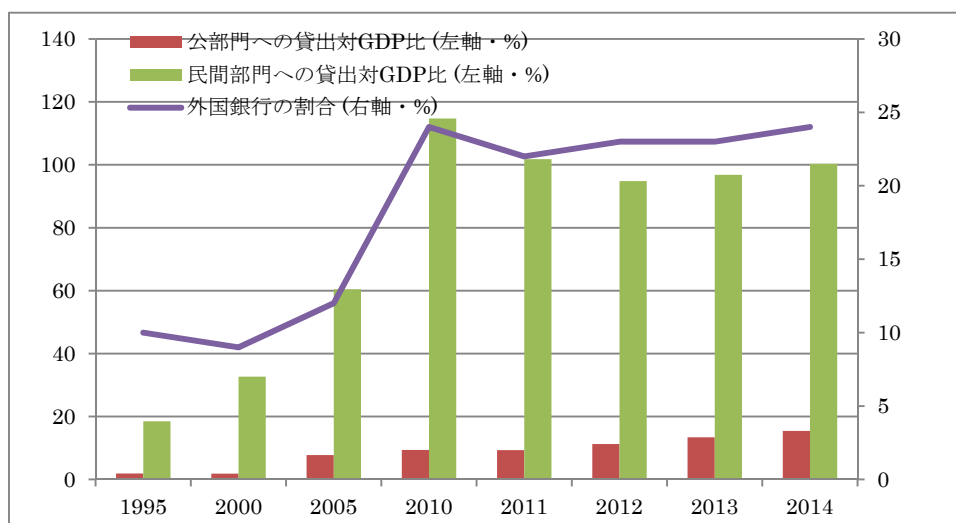
にはそれぞれ 28%、23%と 20%であった。また、民間商業銀行の場合、外国銀行による出資は ACB、EIB、TCB、VIB、VPB が約 20%から 30%まで増加した。その他、ABB、SCB、SHB などの小規模の銀行も外国銀行の出資により、財務力はかなり改善され、中規模の銀行まで上位した。

この財務力の向上は銀行の投資増加につながり、銀行の事業拡大や近代的な技術の導入と経営力の向上を実現できるだろう。

(2) 企業の資金調達への影響

図 3-3 がベトナムにおける外国銀行の割合の推移と公共部門（政府及び国有企業）と民間部門（民間企業）への貸出の推移を表している。この図から、外国系銀行の割合と民間部門への割合は同じ方向で動いていることが確認できる。一般的には外国資本銀行の活動は外資企業向けが中心であり、国内企業への貸出は検討する段階にとどまっている。しかし、これから外国銀行の参入によって国内商業銀行による民間企業への貸出も改善されるだろう。

図 3-3：ベトナムの政府部門、民間部門への貸出と外国銀行の割合



出所：IMF より作成。

(3) 海外からの投資の拡大

外国銀行は自国の企業と一緒に進出しているため、元々外資企業向けが中心である。また外国銀行が存在することにより、外国企業が進出しやすくなり、外資投資を誘致する一つの掛け橋となっている。従って、外国銀行はベトナムへの海外からの投資を拡大することに大きく貢献すると言えるだろう。

加えて、国際市場での国債や社債発行にも役に立っている。例えば、世界レベルで有名な HSBC 銀行、ANZ 銀行がベトナム政府の国債やベトナム大手企業の社債を国際市場で発行することにより、外国からの投資につながる。その他、Standard Chartered 銀行はベトナム政府の信用レベルを増加させることに顧問の役割を果たしている。また、国際業務に豊富な経験をもつ外国銀行が参入することにより、ベトナムに海外資本を誘致することにも貢献すると言っても過言ではない。

(4) 経営ノウハウの習得

外資保有の国内銀行では、重要なポストは海外の専門家が担当するため、ノウハウの移転が期待できる。この成功事例として挙げられるのは、ベトナム最大手の Vietcombank 銀行である。Vietcombank は国有銀行から株式銀行に組織変更する際に、日本のみずほコーポレート銀行が約 15%の株を購入し、戦略的投資家となった。みずほ銀行は金融商品の開発、新技術、マネジメント等の分野で支援を行っている。その結果、2016 年にアジアのトップ 500 銀行では、Vietcombank 銀行が 62 位となり、ベトナムでは首位となっている。

もう一つの事例は、TPBANK である。小規模且つ低収益で、再編の対象であったが、取締役会と監督委員会にも外国銀行（世界銀行傘下の国際金融企業 IFC、シンガポールの SBI 銀行）が協力した結果、経営能力と業績が一転して改善し、アジアのトップ 500 銀行では 298 位となった²⁸。このように、外国銀行は国内銀行に関する技術移転で、国内銀行の経営能力、金融サービスを改善させたと言えるだろう。

表 3-3：外国戦略投資家との関係

#	国内銀行名	外国戦略投資家	出資率	人事交流度合い
1	Vietcombank	みずほコーポレート銀行	15%	(Box3 参照されたい)
2	Vietinbank	三井東京 UFJ 銀行	20%	役員 2 名受入れ
3	ABB	Maybank	20%	役員 1 名、人事交流有、役員、マネジメントレベルでの受け入れを拡大予定
4	ACB	Standard Chartered	15%	取締役を含む 7 名を受け入れ
5	Eximbank	三井住友銀行	15%	役員 2 名、人事交流有
6	HBB	ドイツ銀行	10%	出向で受け入れはないが、定期的に指導を受ける
7	Oricombank	BNP パリバ	15%	
8	Sacombank	ANZ 売却済み		
9	SEA Bank	ソシエテ・ジェネラル	15%	
10	Southern Bank	UOB	10%	
11	Techcombank	HSBC	20%	技術支援で 6-10 名を受け入れ
12	VP Bank	OCBC	15%	役員派遣の受け入れなし。人事交流が減少
13	VIB	Commonwealth Bank of Australia	20%	実務者 24 名、役員 2 名を受け入れ、今後 44 名まで人事交流を増やす予定

出所：荻本洋子ほか（2013）『ベトナム銀行セクター』、118 ページより抜粋。

²⁸ ベトナム銀行は 17 行が 2016 アジア銀行トップ 500 に入った

<http://cafef.vn/17-ngan-hang-viet-nam-lot-vao-top-500-ngan-hang-manh-nhat-chau-a-2017-0116090709974.chn>

4. ベトナムにとってのリスク

外国銀行の進出はメリットと共にデメリットももたらしている。奥田（2003）は次のようなリスクがあると議論した。第1は、外国銀行が参入し、海外市場とのリンケージが強まる結果、海外への資金流失が悪化する懸念がある。この課題に関するデータがないため、ベトナムが該当するかどうかは判断できない。しかし、近年ベトナムで活動する外資企業の83%は利益移転を目的とし、税金を十分納めないという情報が流れており²⁹、外資企業・外国銀行の活動においてより厳しい監督が必要である。

第2は、外国銀行は富裕層や大企業・外国企業等良質な顧客しか相手にせず、現地の大衆を相手とするリテール市場にはサービスを提供しないという批判である。そもそもベトナムで増加しつつある富裕層と外資企業をターゲットとし、進出するのは外国銀行の半分を占める欧州系銀行であるため、この課題はベトナムでよく見られている。

その他にも、いくつか懸念が挙げられる。例えば、以下の通り。

- ・ 高い技術水準や強い資本力によって市場を支配してしまうこと
- ・ 外国銀行は長期的な視点から途上国と関係を持つとせず、何等かの問題が進出先、または母国で発生した場合、短期間に取引関係を縮小して引き上げてしまうこと
- ・ 進んだ技術と幅広いサービスを提供する外国銀行が進出すると、受け入れ国の監督・規制の能力が追い付かず、結果として金融システムの安全性が脅かされてしまうこと

外国銀行の参入は比較的に遅れているため、これらの課題は実際に発生していない。しかし、これらのデメリットを意識した上で、対策を立てる必要がある。

Box 3 ベトコムバンクとみずほコーポレート銀行の協力の事例からみる 日越の銀行業界における協力関係

売却までの経緯

ベトコムバンク（VCB）の前身は国家銀行の外国為替局であり、1963年に設立された。2008年に、最初の国営銀行として株式会社化され、翌年にホーチミン証券取引所に上場した。他の国営銀行と比較すれば、VCBの強みは国際決済サービス、決済関連業務や世界の数多くの大手銀行との関係ネットワークを有することである。上場した商業銀行と比較すれば、VCBはベトナムで最大手の国営商業銀行であり、また株式時価総額一位の銀行である。そのため、「外国戦略投資家」が導入された時に、多くの海外投資家が同行への資本提携に関心を寄せた。

一方、みずほファイナンシャルグループ傘下のみずほコーポレート銀行（みずほ）は日本の大手都市銀行である。VCBの株式を購入する前、みずほは他のメガバンクである三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行と同様にベトナムのハノイ市とホーチミン市に支店を設立した。しかし、みずほはベトナムにおける融資先企業の事業展開をサポートする体制を一層強化す

²⁹ 全国脱税調査の結果によれば、2015年に83%外資企業が脱税行為を起こした。（31ページ）
https://www.oxfam.org/sites/www.oxfam.org/files/file_attachments/bp-vietnam-inequality-1-20117-vn.pdf

ることを目的とし、広い拠点網と多種業務を提供する VCB と業務提携することを決断した。

提携の内容

2011年9月30日に、VCBがみずほへ VCB の資本金の 15%相当する株式を売却すると発表した。具体的には、みずほは VCB の 3 億 4760 万普通株式を購入した（購入時点の時価が 2 万 5 千ドルの株式を 3 万 4 千ドルで購入し、5 年間の株式移転不可という条件付き）。この契約に通じて、VCB は 118 兆ドン（約 5 億 6730 万米ドル）を増資でき、みずほはベトナム政府に次ぐ VCB の唯一の戦略投資家となった。

また、本出資に伴い、みずほは安倍裕氏を VCB の副頭取として派遣し、技術支援サービスを提供する。その他、みずほにより専門家の派遣、トレーニングコースの提供、両方の商品のクロス売買の提携業務も行われる。

この契約はみずほのベトナム市場で初の投資案件であり、ASEAN 市場で最大の投資案件としてベトナム国内外で注目を浴びている。

売却への評価

VCB の株式の価格が 2017 年 6 月時点で約 3 万 8 千まで増加したため、みずほの VCB への投資した金額の 118 兆ドンは 189.4 兆ドンまで（約 60%）増加した³⁰。みずほグループの佐藤会長は「VCB との契約はもっとも成功した投資案件であった」と評価した³¹。

他方、提携してから、みずほと全面かつ緊密な協力を行うという方針を定めた VCB は、経営力の向上の面と集客の面においても大きな成果を達成した。特に、日本企業への影響力が広がり、国際協力銀行（JBIC）等と協力し、日本企業専用の部門の開設も行ってきた。また、みずほから多くの日系企業や日本人個人の紹介を受け、日系企業をはじめ、FDI 企業や FDI 企業での職員向けの金融サービス（リテール、貿易支援、現金管理を提供）まで事業を拡大できた。2011 年から 2016 年までの 5 年間で、300 回の技術支援、20 回の実務のトレーニングコースが行われ、日系企業の約 250 社、6 万 3 千人の日本人への新規金融サービスが提供された。

現在、日本とベトナムの友好関係が深化しており、このみずほと VCB との契約は単なる銀行と銀行との提携のみならず、銀行業界における両国の近代的な協力の象徴だと評価された。日本からの投資について述べると、みずほの他、三井住友ファイナンシャルグループは 2007 年に Eximbank の株式の 15%を購入した、2012 年に三菱東京 UFJ 銀行が Vietinbank の株式の 20%を購入し、2017 年に新生銀行は軍隊銀行（MB）に投資した等の事例が挙げられる。また、日本の地方銀行とベトナムの現地銀行との業務提携で、各銀行にて日系企業向けの相談コーナー、いわゆるジャパンデスクが開設され、現地情報の提供やビジネスコン

³⁰ 「みずほ銀行からみる Vietcombank との契約」

<http://vietnambiz.vn/thuong-vu-vietcombank-gic-nhin-tu-ngan-hang-mizuho-20230.html>

³¹ 「Vietcombank幹部がみずほファイナンシャルグループとの懇談」

https://vietcombank.com.vn/News/Vcb_News.aspx?ID=6821

“Vietnam banking: Mizuho moves in” (Financial Times)

<https://www.ft.com/content/e5ccf648-12bb-3295-aa2a-30cbc3ce0709>

サルティングサービスが行われている。これまでの日本の銀行の進出動向をみれば、日本の銀行の進出目的は自国企業の海外進出へのサポートに留まり、市場開拓する段階まで至っていないのが現状である。特に、現地法人の銀行を設立し、市場開拓を始めている欧米系銀行や韓国の銀行とは異なり、日本の銀行は顧客支援を目的として進出する傾向が見られる。

富裕層が増加しつつあるベトナムには、リテール市場を開発する目的でイオンモールや高島屋といった大型ショッピングモールからファミリーマート、セブンイレブンコンビニストア等のコンビニストアまで幅広く進出している。さらにベトナム首相は銀行再編を呼びかけていること³²から、日越の経済交流は銀行業界まで広がり、日系銀行が全額出資する銀行がベトナムで設立される時代がもうすぐ来るであろう。

終わりに

健全な銀行システムに向けて、ベトナム政府は 2016 年-2020 年に、国内銀行部門の再編を引き続き実施し、銀行部門の安全性と健全性を高める政策を表明した。その政策を実施するために、ベトナム政府が一部の国内銀行を外国銀行に売却することや外国銀行による株式保有率を引き上げることを通じて外国銀行による進出を呼びかけ続けている。

現時点では、外国銀行は、ベトナム金融市場に良い影響を与えたことが明らかである。しかし、外国銀行による進出は国内銀行の収益機会を奪うことや海外への資本流失につながるデメリットも挙げられる。また、国内銀行システムの信用が低くなると、リスク回避を志向する預金者は外国銀行に預金を集中させ、国内銀行の発展を阻害することも一つのデメリットである。

外国銀行にとってベトナム市場に参入するチャンスが大きくなっていると同時に、国内銀行にとって、外国銀行による進出は脅威ともなっている。今後、外国銀行と競争するためには国内銀行は外国銀行と連携し、成功した Vietcombank と同様に信頼できるパートナーの選択が必要であると考えられる。

³² 「首相は日本の銀行にベトナム銀行業界への投資を呼びかける」

<http://vietnamfinance.vn/tai-chinh-quoc-te/thu-tuong-goi-y-ngan-hang-nhat-mua-ngan-hang-yeu-kem-cua-viet-nam-20170607234904205.htm>

<http://vietnamfinance.vn/tieu-diem/goi-y-cho-smbc-dau-tu-vao-cao-toc-bac-nam-va-tai-co-cau-eximbank-20170503225440133.htm>

主要参考文献

(日本語文献)

1. Cao Thi Khanh Nguyet (2014) 「ベトナム中小企業と資金調達・現状と課題」、神戸大学大学院経済学研究科・ワーキングペーパーNo. 312。
2. Cao Thi Khanh Nguyet (2015) 「ベトナムにおける中小企業の金融問題 - 正規・非正規金融の選択に関する実証研究」、神戸大学大学院・経済学研究科、博士論文。
3. Cao Thi Khanh Nguyet (2016) 『『魚か鉄か』— 台湾大手製鉄会社による海洋環境破壊事件からみた海外投資誘致と環境問題』、コメンタリーNo. 59、アジア太平洋研究所。
4. Tran Van Tho (2010) 『ベトナム経済発展論、中所得国の罫と新たなドイモイ』、勁草書房。
5. みずほコーポレート銀行のニュースリリース。
https://www.mizuho-sc.com/company/newsrelease/2011/pdf/20110928_02jp.pdf
6. 一般財団法人ゆうちょ財団 (2017) 「ベトナム社会主義共和国」、『海外の郵便貯金等リテール金融サービスの現状』報告書。
7. 奥田英信 (2003) 「外国銀行の進出と途上国の経済発展を考える」、一橋論叢、129 (4)、pp. 361-381。
8. 荻本洋子ほか (2013) 『ベトナム銀行セクター』、金融財政事情研究会。
9. 久保公二 (2006) 「CLMV 諸国における工業化・経済成長」、『後発 ASEAN 諸国の工業化 -CLMV 諸国の経験と展望-』日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所。
10. 山口昌樹 (2010) 「ベトナム金融部門の改革と競争」、山形大学人文学部法経政策学科 Discussion Paper Series、2010-E01。
11. 秋葉まり子 (2010) 「ベトナムの金融システムの現状・銀行の貸出行動と企業の資金調達構造からの分析」、弘前大学経済研究科第 33 号、pp. 15-27。
Bui Thien Thu (2000) 「ベトナム金融制度改革による国内貯蓄の吸収 : 経済発展との関連において」、岡山大学院文化科学研究科紀要第 10 号。
12. 大野健一 (2000) 『途上国のグローバリゼーション』、東洋経済新聞社。
13. 服部亮三 (1997) 「ベトナムの金融システムの変容と展開」、『発展途上国の金融制度と自由化』日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所。
14. 鈴木厚 (2015) 「地域金融機関 (地銀、第二地銀、信金) の海外提携戦略」、西武文理大学サービス経営学部研究紀要第 26 号。

(英語文献)

15. Asian Development Bank (2013), “The Road to ASEAN Financial Integration: A Combined Study on Assessing the Financial Landscape and Formulating Milestones for Monetary and Financial Integration in ASEAN”, April 2013.
16. Association of Southeast Asian Nations (2008), “ASEAN Economic Community Blueprint”, January 2008.
17. Association of Southeast Asian Nations (2012), “AEC Strategic Action Plans (SAP) for

Financial Integration 2016-2025”.

18. Association of Southeast Asian Nations (2012), “ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan” .
19. Association of Southeast Asian Nations (2015), “A Blueprint for Growth ASEAN Economic Community 2015: Progress and Key Achievement”.
20. Association of Southeast Asian Nations (2015), “Building the ASEAN community, ASEAN Banking Integration, stronger regional Banks, More Robust and Inclusive Growth”.
21. Cao Thi Khanh Nguyet (2017), “Foreign banks’ increased presence in Vietnam” Kansai and the Asia Pacific economic outlook (2016-2017), pp.134-140.
22. Credit Suisse (2017), “Vietnam Banks Sector”.
23. McKinsey & Company (2016), “Weathering the storm: Asia-Pacific Banking Review 2016”.

(ベトナム語文献)

24. Bộ Ngoại Giao (2015), “Bộ Ngoại Giao 70 năm xây dựng và phát triển (1945-2015) ”, Nhà xuất bản Chính trị Quốc gia – Sự thật.
25. Mai Thanh Quế (2015), “Hội nhập quốc tế trong lĩnh vực ngân hàng”, Kỷ yếu hội thảo khoa học quốc gia “Phát triển kinh tế xã hội và ngành ngân hàng Việt Nam trong bối cảnh hội nhập quốc tế“, Nhà xuất bản Đại học Kinh tế Quốc dân, pp 512-538.
26. Nguyễn Tấn Vinh (2017), “Nhìn lại giá trị của FDI ở Việt Nam sau gần 30 năm”, Tạp chí Kinh tế & Dự báo số 1/ 2017.
27. ベトナム国会経済委員会 (2017) 第2章「金融アクセス」『ベトナム経済の診断』
Cần Văn Lực (2017), “Tiếp cận tài chính”, “Chuẩn đoán tăng trưởng kinh tế Việt Nam”, Nhà xuất bản Thông tin và Truyền thông, pp 27-70.

各報道記事

各銀行の年次報告書

研究会記録

- ① 第1回 研究会（2016年5月30日（月））
森純一教授：「ベトナム経済改革とベトナム金融部門の動き」
チン・トウイ・フン講師：「ベトナムの銀行における業界再編の動向」
- ② 第2回 研究会（2016年10月25日（火））
東アジア経済学会（EAEA）の研究報告（リサーチリーダー）
“What determines credit obtainment from formal credit for Vietnamese SMEs?”
- ③ 第3回 研究会（2017年3月22日（火））
芦 宛雪（京都大学アジアアフリカ地域研究科、博士課程院生）「中国とタイにおける外国銀行」

「国際経済統合とベトナム銀行部門・健全なシステムへの道」
研究報告書

発行日 2017（平成 29）年3月

発行所 〒530-0011

大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪

ナレッジキャピタル タワーC 7階

一般財団法人 アジア太平洋研究所

Asia Pacific Institute of Research (APIR)

TEL (06) 6485-7690 (代表)

FAX (06) 6485-7689

発行者 榎 原 則 之

ISBN 978-4-87769-376-3